

令和5年度第1回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和5年7月7日（金）

午後1時30分から

場 所 市役所8階大会議室

1 市長あいさつ

2 開 会

3 議 題

- (1) 会長・副会長の互選について
- (2) 第4次野田市障がい者基本計画について（諮問）
- (3) 第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画について
(諮問)
- (4) 障がい者団体等へのヒアリング結果について（報告）
- (5) 第3次野田市障がい者基本計画に基づく令和4年度の取組実績及び令和5
年度の取組予定について（報告）
- (6) 第6期野田市障がい福祉計画・第2期野田市障がい児福祉計画に基づく取
組の進捗状況について（報告）

4 そ の 他

5 閉 会

会長・副会長の互選について

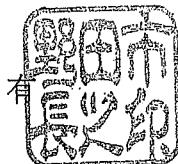
野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第5条第1項及び第2項に基づき、野田市障がい者基本計画推進協議会会长及び副会長1名を互選するものです。



野福障第221号
令和5年7月7日

野田市障がい者基本計画推進協議会
会長 小林 幸男 様

野田市長 鈴木



諮詢書

第4次野田市障がい者基本計画の策定について、野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第2条の規定に基づき、別紙諮詢要旨のとおり諮詢します。

諮詢要旨

市町村が策定する障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」とされております。

現行の第3次野田市障がい者基本計画が本年度で計画期間が終了し、令和5年3月に、国の第5次障害者基本計画が策定されたことを踏まえ、社会情勢の変化に対応した各計画の方向等について、新たな野田市障がい者基本計画を策定する必要があるため、令和6年度からの第4次野田市障がい者基本計画の策定に係る事項について調査、審議いただき、御答申くださいますようお願い申し上げます。



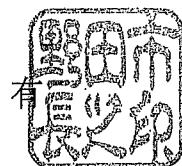
野福障第222号

令和5年7月7日

野田市障がい者基本計画推進協議会

会長 小林 幸男 様

野田市長 鈴木



諮詢書

第7期野田市障がい福祉計画及び第3期野田市障がい児福祉計画の策定について、野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第2条の規定に基づき、別紙諮詢要旨のとおり諮詢します。

諮詢要旨

市町村が策定する障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定により、「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」とされております。

また、市町村が策定する障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定により、「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」とされております。

現行の第6期野田市障がい福祉計画及び第2期野田市障がい児福祉計画が本年度で計画期間が終了し、基本指針が告示されたことを踏まえ、新たな野田市障がい福祉計画及び野田市障がい児福祉計画を策定する必要があるため、令和6年度からの第7期野田市障がい福祉計画及び第3期野田市障がい児福祉計画に係る事項について調査、審議いただき、御答申くださいますようお願い申し上げます。

障がい者団体等へのヒアリング結果について

1 概要

第4次野田市障がい者基本計画及び第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画を策定するに当たり、当事者、当事者家族及び関係者の意見やニーズを取り入れるため、市内の障がい者の当事者団体、市内の社会福祉法人及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員に対し、ヒアリングを実施いたしました。

当該ヒアリングは、令和5年3月に策定された国の障害者基本計画（第5次）における「各分野における障害者施策の基本的な方向」の11の項目（別添「参考資料」参照。）の他、市に対する意見を伺いました。

2 対象団体等

(1) 市内の障がい者の当事者団体（13団体）

- ・野田市身体障がい者福祉会
- ・野田市肢体不自由児者父母の会
- ・野田市聴覚障害者協会
- ・野田市視覚障がい者協会
- ・野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」
- ・オストメイト（人工肛門・膀胱保持者）の会「野田市ひばり友の会」
- ・身障者交流会 みつわ
- ・野田市手をつなぐ親の会
- ・岡田病院家族会「さくらの友の会」
- ・特定非営利活動法人枝の会
- ・特定非営利活動法人メンタルサポート野田そよかぜ
- ・野田市自閉症協会
- ・晴れのま

(2) 市内の社会福祉法人（5法人）

- ・社会福祉法人野田みどり会
- ・社会福祉法人いちいの会
- ・社会福祉法人はーとふる
- ・社会福祉法人野田芽吹会
- ・社会福祉法人野田市社会福祉協議会

(3) 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員（30人）

3 団体等からの意見

(1) 市内の障がい者の当事者団体からの意見

市内の障がい者の当事者団体の意見について、各団体から非常に多くの御意見をいただいたため、同じ内容や趣旨の意見を整理し、155の意見にまとめました。

なお、意見ごとに意見のあった団体名を表記するに当たり、団体名を次のとおり略称にて表記いたします。

団体の正式名称	団体の略称
野田市身体障がい者福祉会	福祉会
野田市肢体不自由児者父母の会	父母の会
野田市聴覚障害者協会	聴覚障害者協会
野田市視覚障がい者協会	視覚障がい者協会
野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」	みみづくの会
オストメイト（人工肛門・膀胱保持者）の会 「野田市ひばり友の会」	ひばり友の会
身障者交流会 みつわ	みつわ
野田市手をつなぐ親の会	親の会
岡田病院家族会「さくらの友の会」	さくらの友の会
特定非営利活動法人枝の会	枝の会
特定非営利活動法人メンタルサポート野田そよかぜ	そよかぜ
野田市自閉症協会	自閉症協会
晴れのま	晴れのま

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

No.	意見	意見のあった団体
1	障がい者虐待の防止には、専門知識を持った人材の採用と育成、通報への促進、迅速な行政の対応が必要である。	父母の会
2	障がい者虐待の報告では知的障がい者が圧倒的に多いことが分かっており、特に疑われる事例に注目と検討が必要である。	親の会
3	虐待は、目に見えない暴力から日常的なケガまで様々であるため、虐待が犯罪であることを周知するとともに、市職員の調査だけではなく早期の警察の関与が必要である。	親の会
4	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と行政の協力により虐待を見過ごさない仕組みを作るとともに、報告書	親の会

No.	意見	意見のあった団体
	を作成していただきたい。	
5	支援者が本人の希望や判断を覆した場合、その行為が「意思決定支援なのか虐待なのか」など、差別や虐待にはグレーゾーンがあり判断が難しいことがあるため、差別や虐待の具体的な例の共有が必要である。	そよかぜ 自閉症協会
6	深刻な状況を防止するため、虐待の早期発見と対応及び擁護者に対する理解と啓発が重要である。	枝の会 そよかぜ
7	野田市社会福祉協議会の成年後見制度（法人後見）の受け入れ枠を拡大してほしい。	親の会
8	知的障がい者や精神障がい者などは、自分で訴えることが困難であるため、虐待・差別対応に当たっては、障がい特性を考慮する必要がある。	父母の会 親の会 そよかぜ
9	障がい者に対する理解不足から生じる差別や偏見をなくすため、子ども、高齢者、障がい者の担当部署やその他の行政機関も含め連携することで、障がいに対するより一層の理解促進を図ってほしい。	親の会 そよかぜ 自閉症協会

安全・安心な生活環境の整備

No.	意見	意見のあった団体
10	障がい者にとっては、市内全体が福祉の場であるため、「福祉のまちづくりパトロール」を再開し、歩道や街路樹などを整備のほか、新たに駅や公共施設内も対象に加えるとともに、交差点へ信号機や音響式信号機を設置するなど、全ての市民に優しい生活環境を作ってほしい。	福祉会 父母の会 視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ
11	一部の公共施設の障がい者専用駐車場では、雨の際に水たまりができるため、改善が必要である。	福祉会
12	車いすでも外出しやすい配慮として、乗降場所や十分なスペースのある駐車場の確保を求める。	父母の会
13	民間の指針となる公共施設は、障がい者の成長に合わせたおむつ替えに対応できるユニバーサルシートの導入など、障壁の除去や環境の向上を推進るべきである。	父母の会 自閉症協会
14	視覚障がいのある方々にとっての点字ブロックの重要性を清掃活動や保守管理、市報によって市民に周知するとともに、点字ブロックを市役所入り口から障がい者支援課まで設置し、アクセシビリティを向上させる必要がある。	視覚障がい者協会 そよかぜ 自閉症協会

No.	意見	意見のあった団体
15	障がい者と地域住民が情報交換や生活相談ができる交流の機会を確保し、障がい者が身近に生活していることを認識しても売らうとともに、障がい者への理解を推進し、気軽に支援を求めることができる地域づくりを図ることが重要である。	視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ
16	聴覚障がい者向けなど、障がい特性に応じた施設が必要である。	聴覚障害者協会
17	オストメイト対応トイレのさらなる設置の推進と「トイレマップ」を作成、常備をすることで、オストメイトの不安を解消してほしい。	ひばり友の会
18	自閉症や発達障がい、聴覚障がいなど見えない障がいの理解促進や、「心のバリアフリー」の精神を普及するための活動に様々な公的機関の協力を要請したい。	みみづくの会 親の会
19	障がい者の積極的な参画を通じて市民的課題に取り組むことで、障がい者が住みやすい野田市は健常者にとっても住みやすくなるという知見を積み上げること。	視覚障がい者協会
20	行政と商工会の連携により、聴覚過敏の方のために店舗でBGMのない時間帯を設けるなどの取組を行う必要がある。	自閉症協会

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

No.	意見	意見のあった団体
21	「まめメール」や「Twitter」といったSNSを活用するほか、誰もが理解できる分かりやすい資料や障がい者団体が作成した資料を窓口に配架するなどし、障がい特性に応じた情報へのアクセスの場を確立するとともに、一層の情報アクセシビリティ向上の必要がある。	父母の会 みみづくの会 親の会 枝の会 自閉症協会
22	手話通訳者や要約筆記者を設置、養成するほか、施設や商業施設など様々な場所において意思疎通支援が可能な人材を配置することで、円滑な情報アクセスが可能となり、意思疎通の支援の充実が図られる。	聴覚障害者協会 みみづくの会 そよかぜ
23	地域生活支援事業について、新カリキュラムに基づく要約筆記者の養成、派遣、設置、待遇改善を求める。	みみづくの会
24	難聴者に配慮し、難聴者用スピーカー・マイクシステムやヒアリンググループの利便性を向上させるとともに、事前に	みみづくの会

No.	意見	意見のあった団体
	ヒアリンググループや要約筆記者の配置情報や貸出機器、着席場所の案内などをする必要がある。	
25	情報通信機器への一層の支援、各種緊急情報を利用できるようＩＴ講習会等を開催してほしい。	みみづくの会
26	マイナンバーカードによる申請手続きの簡素化の推進や、保険証のマイナンバー化により利便性が向上する一方、視覚障がい者やスマートフォンを持たない方々に対する支援も必要である。	視覚障がい者協会 親の会
27	行政改革の一環として、市の実情に合わせたデジタル改革を進めることが重要であり、市、県、国との連携や民間活力の活用も検討する必要がある。	視覚障がい者協会
28	スマートフォンのアプリの導入により、図形や写真を使用した分かりやすい連絡方法等の取組を推進してほしい。	自閉症協会
29	聴覚障がい者の日常生活には家族の協力や支援が重要な要素となっており、中途失聴者や難聴者の自立と社会参加を促進するために、手話講習会の開催を要望する。	みみづくの会

防災、防犯等の推進

No.	意見	意見のあった団体
30	障がい特性に応じた情報伝達や避難支援、福祉避難所が必要である。	父母の会 みみづくの会 親の会
31	避難時の障がい者の受け入れ態勢が整っていないため、総合防災訓練や避難所開設訓練への障がい者の参加が必要である。	父母の会 枝の会 そよかぜ
32	災害時に備えたストーマ装具の保管制度の周知が必要であるとともに、ストーマの「災害時公的備蓄」を整備してほしい。	ひばり友の会
33	避難所で聴覚障がい者を識別するためのビブスの用意と、貼り紙による情報提供を求める。	聴覚障害者協会
34	医療的ケア児や強度行動障がいを持つ方々など避難所の利用が困難な方に対応するため、商業施設の屋上駐車場の車中避難所などの代替策や、避難所に入れない方に対する相談支援が必要である。	父母の会 親の会

No.	意見	意見のあった団体
35	避難の判断や避難場所への移動が困難な障がい者や高齢者へ対応するために、問題点の情報収集をするとともに、各自治体での避難訓練の実施や地域の見守り活動などにより、避難時の声掛けや手助けなどができるような地域住民のつながりを構築する必要がある。	福祉会 視覚障がい者協会 そよかぜ 自閉症協会
36	事業所の利用者が避難する場所が分からぬいため、地震及び水害に対応した避難指示書を施設ごとに作成する必要がある。	枝の会 そよかぜ
37	地域防災計画では障がい特性に応じた配慮が不十分であるため、避難行動要支援者支援計画などの個別計画の見直しなど、緊急時の支援体制の具体的な検討を行い、行政の責任と市民の義務を明確化し、「障がい者がお荷物」という現状認識を払しょくする必要がある。	視覚障がい者協会 みみづくの会 枝の会
38	公共施設において、災害時における障がい特性に応じた情報提供や避難経路の確保が必要である。	聴覚障害者協会
39	障がい者に対応した設備を持つ施設の設置により、会議、集会、パラスポーツ等の拠点として利用するとともに、災害時に福祉避難所として活用する。	父母の会
40	自助、共助、公助の観点から、障がい者自身の自己防衛意識を高めるとともに、市、障がい者団体、施設及び事業所との連携を推進する必要がある。	福祉会 みみづくの会 親の会 自閉症協会
41	災害時の障がい特性に応じた情報提供を円滑に実施するため、避難所等への意思疎通支援者の派遣やオンライン支援を可能とする情報ネットワークの構築を推進する必要がある。	視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ 自閉症協会
42	かかりつけ医が市外（県外）であっても災害時に必要な薬や物品を速やかに補充できるよう対策をお願いしたい。	父母の会
43	災害時に民生委員児童委員が対応できる人数には限りがあることから、民生委員児童委員が最低限実施するべき事柄を決めるとともに、緊急性の高い方への支援を可能にするためのアプリを導入するべきである。	視覚障がい者協会 自閉症協会
44	災害時に利用する発電機の貸し出しや補助金の条件緩和を要望する。	父母の会
45	障がい者が消費者トラブルに巻き込まれる具体的な事例を	自閉症協会

No.	意見	意見のあった団体
	共有して注意喚起をするとともに、相談窓口の周知が必要である。	

行政等における配慮の充実

No.	意見	意見のあった団体
46	選挙における配慮として、市職員の知識とスキル向上のほか、代理投票の仕組みや入所施設での投票などを推進するとともに、コミュニケーションボードなどによる投票支援を実施し、全ての障がい者が安心して投票できる投票所を構築してほしい。	父母の会 自閉症協会
47	行政手続きにおいて、これまでと同様に個別対応及びスマートな進行について配慮いただくとともに、窓口機能を提供する施設（コンビニエンスストア等）の利便性確保と、繁忙時間帯への支援員の配置が必要である。	視覚障がい者協会 枝の会
48	障がい者支援課へのアクセスの改善と関係各課（高齢者支援課等）との位置関係について配慮してほしい。	福祉会 視覚障がい者協会
49	難聴者に対する情報提供を含めた意思疎通支援について、催事の際には意思疎通支援者を配置するとともにヒアリンググループなどの補聴援助装置の設置についてあらかじめ周知してほしい。	みみづくの会
50	行政が行う予約や申し込みについて、障がい特性に応じた配慮が必要である。	みみづくの会
51	市ホームページや市報は、文章が苦手な障がい者にも分かりやすいよう配慮してほしい。	聴覚障害者協会 そよかぜ
52	ヒアリンググループや手話、要約筆記の試しの場が必要である。	みみづくの会
53	障がい者に対する理解を深めるため、市職員への研修が必要である。	そよかぜ

保健・医療の推進

No.	意見	意見のあった団体
54	精神障がい者が社会的入院から退院し、地域移行の支援を受けるための受け入れ先（特にA型作業所）が不足しているほか、送迎や交通機関、医療費助成の改善も必要である。	さくらの友の会 そよかぜ
55	精神障がいの家族への支援、家族間の理解の欠如を防止す	さくらの友の会

No.	意見	意見のあった団体
	るため、家族相談や相談指導ができる体制づくりが必要である。	
56	市内には重度心身障がい者向が入院できる病院がないため、市内で必要な医療を受けられる環境の整備が必要である。	父母の会
57	新生児に対する聴覚スクリーニングと診断を行い、難聴を早期に発見し、保護者の相談場所や言語リハビリテーションが可能な医療機関等との連携を行い、必要なケアと情報提供を地域で行う体制の整備が求められる。	みみづくの会
58	親亡き後、本人に適切な医療とサービスが提供されるよう、医療機関とサービス事業所に対する行政のチェック体制の強化が必要である。	そよかぜ 自閉症協会
59	幼少期から成人後まで切れ目のないリハビリや治療、支援を受けられる制度の確立を希望する。	父母の会

自立した生活の支援・意思決定支援の推進

No.	意見	意見のあった団体
60	障がい者の意思決定には、選択肢を分かりやすく提示したり、複数のスタッフの話し合いが必要となるケースがあるが、スタッフが不足しているため、適切な支援が困難となっている。	そよかぜ 自閉症協会
61	意思決定が困難な障がい者の財産に関して、成年後見人がいなくとも対応できるよう柔軟な対応が求められるとともに、成年後見人への費用（利用費）を助成するなど成年後見制度を利用しやすくする必要である。	父母の会 さくらの友の会 自閉症協会
62	本人や家族の意向を踏まえたサービス利用計画を作成するため、本人や家族を含む関係者によるケース会議の場を設置するべきである。	自閉症協会
63	障がい者の家庭や家族を支援するため、障がい者当事者関係者相談やピアサポートを充実させるとともに、相談支援体制の改善と拠点の確保が必要である。	みみづくの会 さくらの友の会
64	行動援護事業所への市独自の補助制度などを導入し、事業所数と職員数を増やす取組をしてほしい。	親の会
65	自閉症や発達障がいを診断できる医療機関と連携し、医師派遣により診断を行えるようにするほか、障がい児が必要	父母の会 みみづくの会

No.	意見	意見のあった団体
	な医療やリハビリテーションを受けられる環境を整備してほしい。	親の会 自閉症協会
66	医療的ケア児者が受け入れ可能な一時支援事業所を拡充するため、看護師の派遣事業などを導入してほしい。	父母の会
67	全ての関係する人材の育成と確保を目指す「福祉は人」の理念を掲げ、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会とより強力に連携し、啓発活動を推進する必要がある。	親の会 自閉症協会
68	医療的ケア児者が利用できるサービスが限られているため、障害福祉サービスの充実と常勤看護師の確保、育成が必要であるとともに、医療的ケア児を受け入れ可能な入所施設等の設置を求める。	父母の会
69	視覚障がい者、聴覚障がい者、身体障がい者向けの福祉サービスについて検討が必要である。	福祉会
70	障がい者に対応した事業所が不足しているため、障がい者向けの訪問診療や訪問看護の充実が必要である。	父母の会
71	日常生活用具について、時代とともに必要な日常生活用具も変わるので、対象品目や支給要件の見直しが必要である。	視覚障がい者協会 みみづくの会 みつわ
72	ガイドヘルパー研修制度の講師不足が問題となっているため、制度そのものについて市から提言を行うとともに、継続的なガイドヘルパー研修制度の実施が求められる。	視覚障がい者協会
73	障がい給付や高齢者への給付に関する課題を、対象者全員が共通理解できるようにするために、相談支援専門員とケアマネジャーの定期的な連絡調整を行うべきである。	視覚障がい者協会
74	自身のストーマケアが不能な場合の将来不安が最も大きい。介護担当者の介護手法の習熟を促すため、介護従事者の会合や研修会で「スマートケア」項目を設けることを要望する。	ひばり友の会
75	早期発見後の障がい特性に対応した「療育支援事業所」が不足している。	親の会
76	一般のアパートではオーナーから断られる傾向があり、利用者のニーズに応じたグループホームの拡充が必要である。	そよかぜ

No.	意見	意見のあった団体
77	就労移行や就労継続の施設の利便性が悪く、通所が困難な人が多い。	そよかぜ
78	低い賃金が人材不足を引き起こし、充実した支援が行えない状況である。	そよかぜ
79	相談支援事業所の充実を求める。	親の会
80	専門士のいる放課後等デイサービスがなく学童と内容があまり変わらないため、事業所によるサービスの質の向上を図ってほしい。	親の会 そよかぜ 晴れのま
81	視覚障がい者は、家族が同行できなく外出できないことや、セルフレジやタブレット注文が困難なことなどがあり、支援が必要である。	視覚障がい者協会
82	視覚障がい者向けのグループホームや、全盲者も生活できる設備がある施設の設置を要望する。	視覚障がい者協会
83	強度行動障がいへの人材育成と行政支援	親の会
84	発達障がいの場合、親の障がい受容が難しい場合多いため、3歳児検診や5歳児検診に力を入れ、その後のフォローアップも重要と考えられる。	自閉症協会

教育の振興

No.	意見	意見のあった団体
85	障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるよう、福祉教育と広報活動を充実させ、障がいを受容する雰囲気を作り上げることで、障がい者への合理的配慮を実施するとともに、本人の希望で学校教育を自由に選択できるように整備してほしい。	父母の会 視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ 自閉症協会 晴れのま
86	教員が障がいに対する正しい知識と理解を深めることで、支援が必要な生徒たちに、適切な支援をしてほしい。	晴れのま
87	進学時や担任の教師が変わった際など、家庭や学校、相談員、福祉機関間で円滑に児童の情報を提供できるよう、ライフサポートブックの活用と周知が必要である。	父母の会 親の会 自閉症協会 晴れのま
88	高校での支援内容についての情報についてフォローが必要である。	自閉症協会

No.	意見	意見のあった団体
89	長期不登校の子どもの数や障がいの有無を把握し、適切なフォローアップを行う必要がある。	自閉症協会
90	卒業後の個々の生活では、様々な不便を感じることがあるため、適切な支援が必要である。	父母の会
91	通常級において、点字ブロックの意味など障がい特性に応じた合理的配慮についての教育を実施してほしい。	視覚障がい者協会
92	発達障がいの早期発見のため、保育士や教師、指導者の研修を実施するとともに、専門機関との連携をサポートする仕組みを整備する必要がある。	自閉症協会
93	子どもの障がいを早期発見し、専門性の高い療育を受けても、小学校に入学後に途絶えてしまっているため、小学校入学前後での継続的な支援が必要である。	晴れのま
94	学校ごとに専門家の配置が必要である。	親の会
95	教育委員会との強力な連携を持つことが望ましい。	親の会
96	障がいに対する理解とスキルを持った指導者の育成を推進し、障がいのない生徒に対する啓発も強化する必要がある。	自閉症協会
97	野田特別支援学校は知的障がい者を主としているため、肢体不自由者にも対応したカリキュラムや人員体制（PTなど）が必要である。	父母の会
98	遠方のろう学校への通学の不便を解消するため、乳幼児の言語習得訓練施設や支援学級（難聴学級）の充実を図り、統合教育の普及を推進する。地域と野田特別支援学校の連携も重要である。	みみづくの会
99	聽覚障がい児の学校で要約筆記やノートテイクの支援が普及しており、父兄とボランティアの協力により地域の支援体制を築くことが重要であり、教育現場と一般市民の理解を促進することが期待される。	みみづくの会
100	障がいの有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障がいに対する理解を深めるための取組を推進してほしい。	みみづくの会

雇用・就業、経済的自立の支援

No.	意見	意見のあった団体
101	障がい者が雇用先から理解が得られるように取り組むことで、障がい者が自身の能力や力を十分に発揮し、適切な雇用機会と雇用の継続に恵まれることを望む。	みみづくの会 そよかぜ 自閉症協会
102	雇用先が障がい者について相談できる場所を知る必要がある。	そよかぜ
103	地域活動支援センターの利用者の工賃アップにつながる施策が必要であるとともに、仕事量安定化のため、利用者が作業できることを外部にアピールする必要がある。	枝の会
104	突然の病気や事故による中途障がい者に対する相談とサポートの体制を整える必要がある。	みみづくの会
105	自営業や起業家志向の障がい者には特別融資や助成対策を講じるべきであり、福祉サービスの一事業として新規委託業務を検討する方法も考慮されるべきである。	みみづくの会
106	経済的自立支援に関して、オストメイト該当者に対しての助成額の増額や物価上昇による装具費の影響について検討する必要がある。	ひばり友の会
107	市役所の障がい者雇用室の設置取組に感謝するとともに、就労と福祉的就労の中間支援としてのリサイクル事業所への実習の充実を求める。	親の会
108	就労移行支援事業所の課題に対する解決策について、国との関連も含めて検討すべきである。	親の会
109	市の優先調達に取組を推進すべきである。	親の会
110	物品の保管場所に困っている課題に対して解決策を模索する必要がある。	親の会
111	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の緊急支援給付金は障害年金受給者に支給されていないことに疑問がある。	枝の会
112	経済的自立支援においても障がい者の工賃が低い。また、生活保護受給者の将来の不安も大きい。	そよかぜ
113	雇用先と支援者の会議やサポートが必要である。	そよかぜ
114	利用者の高齢化により、地域での安全な生活支援が最重要課題である。	そよかぜ
115	職場実習の提供を積極的に行うべきである。	そよかぜ

No.	意見	意見のあった団体
116	中小企業に障がい者雇用の助成金を提供するべきである。	そよかぜ
117	ジョブコーチを活用し、ナチュラルサポートへの移行を進めるべきである。	自閉症協会
118	就労・生活支援事業及び就労支援事業の拡充が必要である。	自閉症協会
119	福祉就労者の障害年金の受給状況を把握し、対応する必要がある。	自閉症協会
120	商工課と連携して作業所への仕事依頼を探すべきである。	自閉症協会
121	高いIQにより障害年金を受給できず、生活が苦しい人々が存在する可能性がある。	自閉症協会

文化芸術活動・スポーツ等の振興

No.	意見	意見のあった団体
122	様々なパラスポーツを楽しむため、市内でのイベントや体験会の開催、用具の貸し出しを実施するほか、指導者の育成も必要である。	父母の会 親の会 枝の会
123	障がい者が気軽にスポーツや文化活動に参加できるよう、障がい者を対象にしたサークルの立ち上げや既存の健常者のサークルへの受け入れを推進するとともに、障がい者が利用しやすい設備と時間帯を確保した施設が求められる。	福祉会 そよかぜ 自閉症協会
124	異なるハンディを持つ障がい者に応じた文化芸術活動やスポーツのプロデュースを行う人材育成が重要である。	そよかぜ
125	「野田市障がい者芸術大賞」の創設により、障がい者の芸術活動を支援し、表彰する取組を行う。	そよかぜ
126	「健康スポーツ文化都市宣言」が根付くよう、計画と準備が必要である。	みみづくの会

国際社会での協力・連携の推進

該当する意見なし。

その他市に対する意見

No.	意見	意見のあった団体
127	市役所に行かなければわからない情報が多いため、市ホームページから情報に簡単にアクセスできるようにしてほしい	そよかぜ

No.	意見	意見のあった団体
	しい。	
128	障がい者の市政参画を促進し、その役割を福祉サービスの受け手ではなく、街づくりの再検討における重要な参加者（リトマス試験紙やアイディアパーソン）として位置付けることを提案する。	視覚障がい者協会
129	障がいの程度や重複障がいにより、治療や支援、福祉サービスが必要であるため、障がい手帳を持つ本人の金銭的負担軽減や所得制限の緩和を求める。	父母の会
130	障がい者施策においては、福祉、保険、医療、雇用、就労、生活環境などの多岐にわたる施策を総合的に展開し、関係各課との連携を強化してほしい。	視覚障がい者協会 そよかぜ
131	現役世代の障がい者が適切な支援を受けるための制度上の課題に対して、当事者を含めた話し合いを通じて解決を目指すことを提案する。	視覚障がい者協会
132	外国語の理解は、身近な国際協力や交流を促進するために重要であり、外国人が増えすることで交流の機会も増えるため、野田市や国際交流団体、サークルと協力して誘致や啓蒙活動が必要である。	みみづくの会
133	支援区分判定について、認定調査では、年齢による変化も考慮するなどし、担当者ごとにばらつきのない均一な対応を希望するとともに、審査会の長には、自閉症や発達障がいに詳しい精神科の医師にお願いしたい。	親の会
134	野田市のPRには先進的な特殊な技術や和食、日本酒、醤油の食文化を活かしたプロモーションが望まれる。コウノトリはPRになる存在ではあるが、野田市のPRには寄与していない。	みみづくの会
135	地域活動支援センターについて、千葉県の補助制度（迎加算や就労支援加算）の活用、最低賃金の上昇に合わせた補助金額の見直し及び登録人数の幅の拡充並びに福祉介護職員待遇改善臨時特例交付金の対象化に向けた働きかけを求める。	枝の会
136	引きこもり者の実態把握と対応についての取組が必要であり、その中には障がいを持つ方も多い可能性がある。	自閉症協会
137	80,50問題（高齢者の貧困や孤立問題）への対応が求められる。	自閉症協会

No.	意見	意見のあった団体
138	団体活動への補助金の幅広い受け入れを希望する。	みみづくの会
139	生活介護の施設を併用して利用できるようにしてほしい。	父母の会
140	成人式において野田特別支援学校が恩師からのメッセージがなかったため、アーカイブにアップして後日見ることができるようにしてほしい。	父母の会
141	インターネットが聴覚障がい者の情報通信手段として有用であるため、インターネット利用環境の整備（IT機器導入支援や講習会の開催）を要望する。	みみづくの会
142	高齢化や体力低下により団体行事への参加が困難な状況であるため、福祉タクシーの利用拡充を参加促進の手段として要望する。	みみづくの会
143	障がい者への理解促進のため、団体の活動の市ホームページへの掲載やや会報を窓口に配架するなどの支援が必要である。	みみづくの会
144	まめバスの本数が少なく利便性が悪いため、改善を望む。	そよかぜ
145	相談先がわからない場合について、適切な案内を求める。	そよかぜ
146	不安な夜中に連絡できる窓口の周知を希望する。	そよかぜ
147	障がい者と健常者との意見調整を対立軸で捉えることを戒めること。	視覚障がい者協会
148	当事者、家族、市民が理解しやすいように、知見をまとめた啓発ガイドブックを作成するべきである。	視覚障がい者協会
149	乳がん・子宮がん検診において、待ち時間や痛みのない超音波検査などの枠組みを整備し、本人が不安にならないようになることが求められる（別料金でも可）。	親の会
150	免許返納後の自己活動に不安がある。	福祉会
151	介護認定等における障がい程度の区分において、聴覚障がいの重さが考慮事項に反映されるような配慮を求める。	みみづくの会
152	福祉関連の予算措置について、障がい種別ごとにバランスのある予算化を考慮して実施してほしい。	みみづくの会
153	発達障がい者支援地域協議会（県）の開催について、オンライン参加ができるようにしてほしい。	親の会
154	特別支援学校や支援級に在籍する子どもたちの中には外国人の子どもたちも含まれており、国際化が進んでいる。	自閉症協会

No.	意見	意見のあった団体
	障がい者支援の海外の事例を学ぶための取組を推進してほしい。	
155	外国人を含めた多くの人を呼び込むための計画と準備が必要であり、食の野田市のイメージをアップする「屋台村」の開設などのアイデアを募集する必要がある。	みみづくの会

(2) 市内の社会福祉法人からの意見

市内の社会福祉法人からの意見について、障がい者の当事者団体の意見と同様、同じ内容や趣旨の意見を整理し、48の意見にまとめました。

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

No.	意見
1	成年後見制度や虐待防止対策に関する取組は、権利擁護の一環として重要であるため、親亡き後の対応として成年後見制度の啓発活動の充実が必要である。
2	職員の確保が難しく、また、虐待研修の内容構成に苦慮している事業所が多い中、全ての職員に一定以上の虐待に対する意識を持たせるのは困難であるため、例えば、事業所長などを対象に市が研修会の開催が必要である。
3	会話の中など、無意識の差別となるマイクロアグレッショնについて、社会全体で考える機会を増やす努力が必要である。

安全・安心な生活環境の整備

No.	意見
4	重度の障がい者が安全、安心に生活できる環境整備が必要であり、日中サービス支援型グループホームの整備計画や既存の施設への助言など、民間事業者主導の社会資源作りと行政主導の地域作りを組み合わせたサポートが必要である
5	公共機関をはじめ、障がいを持つ方々が住みやすい環境づくり（バリアフリー化）の推進が求められる。
6	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の成果と課題について、調査し検証して欲しい。

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

No.	意見
7	高齢者は、インターネットでの情報収集が困難であることが多いため、障がいのある方々が必要な知識を得られるよう、情報を簡素化するなどの取組が求められる。

No.	意見
8	窓口での書類手続きに配慮が必要であり、手続きの流れを見える化するなどの対策が望ましい。口頭だけで複雑な書類手続きを理解することは、障がいを持つ人や高齢者にとって困難な場合がある。
9	タブレットを公共の窓口に設置し、意思疎通の支援などに活用できるようにしてほしい。知的障がいや発達障がいの方々にも利用しやすいようにする必要がある。

防災、防犯等の推進

No.	意見
10	現在、市内には3か所の福祉避難所が設定されているが、福祉避難所の設定基準を明確化し、設置数の拡充が必要である。
11	水害時の対策として、連絡体制の構築、施設外への避難の再確認、そして川沿いに住んでいる方々への対応などについて検討する必要がある。
12	障がい者の方々が自治会の防災訓練に参加しやすいような呼びかけが必要である。
13	障がい者が在宅で生活する場合の避難場所の確保や周知、避難誘導などの構築が必要である。

行政等における配慮の充実

意見なし。

保健・医療の推進

No.	意見
14	医療的ケアを必要とする利用者の緊急受け入れ先が不足しており、地域として対策の必要性を感じる。
15	公共検診（ワクチン接種など）に参加が困難な重度障がい者に対して、専門病院の紹介や費用補助の拡充が必要である。
16	医療機関との連携を強化する必要がある。
17	18歳以降のサポートが減少することに問題があり、発達障がいを持つ成人やその後の診断を受ける人々向けの支援センターが必要である。
18	本施策において、精神障がい者が主として記載されているが、同様のことが知的障がいや肢体不自由のある人々にも当てはまる可能性がある。
19	事務方と専門職の間で情報共有が不足している。
20	病院退院後の具体的な生活ルートがどれだけ確保されているのかが不明である。

自立した生活の支援・意思決定支援の推進

No.	意見
21	意思決定支援センターの育成事業や派遣事業など、専門職によるサポート体制を拡充して欲しい。
22	特に児童の発達には、親とのコミュニケーションが不可欠であり、親の子育てストレスからの虐待にも繋がりかねないため、外国人コミュニティの人材を言語センターとして活用するなどし、言語センターを配置することが必要である。
23	成年後見制度と日常生活自立支援事業は意思決定支援事業の要とされているが、成年後見制度の利用が進んでいない。その理由として、利用料の高さや後見人候補者の選出の難しさ、制度利用の停止が難しいこと、制度自体への不信感などが挙げられる。
24	野田市は、野田市地域福祉計画に成年後見制度利用促進計画を盛り込み、中核機関の設置を決定しており、利用しやすい環境を整えるための協議が必要である。
25	規模の小さい事業所でも参加しやすい研修会を開催して欲しい。
26	親が亡くなった後の自立生活を考慮し、サポート体制を充実させる必要がある。
27	移動支援事業について、一定の基準を設けるなどし、自主通園できない場合なども含めることを検討するほか、単価を見直して事業者数を増やす必要がある。
28	障がい者の望む暮らしを実現するための基盤となるものを構築する必要がある。
29	具体的な策を講じて障がい福祉人材の育成、教育及び確保に取り組むべきである。
30	重度知的障がい者（強度行動障がい）の入所・入居できる場所を確保する。
31	日常生活用具給付において、情報端末の給付額や対応年数、支給対象者の拡充が必要とされる。

教育の振興

No.	意見
32	小学校時のいじめが引きこもりの原因となることもあるため、学校教育に福祉教育や人権教育を盛り込み、障がいに対する理解を深める取組が必要である。
33	幼児児童を対象にした適切な療育を早期に開始するために、医師の診断や専門機関との連携が必要である。
34	就学時の移行に適切な支援が必要であり、サポートブックや個別支援計画、研修などを通じて共通理解を深める仕組みを作るべきである。

No.	意見
35	高等教育から社会への移行に困難さを抱える傾向があるため、高等学校や専門学校との協力によるキャリア教育の充実が求められる。
36	関宿地域では子どもの発達の遅れや虐待、いじめなどの危険因子が多く存在するため、相談センター・支援センターの充実が必要である。
37	発達障がいの早期発見が遅れている状況である。
38	保健センター職員が、親の強い意見におされ、真実を伝えられなくなっている可能性がある。
39	小学校教育を変革し、インクルーシブ教育とグローバルインクルージョンを推進するべきである。

雇用・就業、経済的自立の支援

No.	意見
40	農政課と連携し、農福連携を一層推進することで、野田市独自の福祉就労の雇用体制を広げていってもらいたい。

文化芸術活動・スポーツ等の振興

No.	意見
41	野田市内での障がい者等のためのスポーツ大会を開催してほしい。

国際社会での協力・連携の推進

- ・意見なし。

その他市に対する意見

No.	意見
42	学校への通学機会が親の都合で奪われていないか検証する。
43	障がいと介護に関する合同説明会を実施し、人材確保に協力してほしい。
44	強度行動障がいに対応するための人的・建物的な受け入れ環境を整備する。
45	国の基本計画では外来語が頻繁に使用されているため、市の計画では理解しやすい言葉を使用するようにする。
46	障がい者支援課と保健センターの支援を一本化することが望まれる。
47	福祉タクシーの利用は償還払いとなるが、知的障がいの方にとって返金が理解しにくい。また、所持金が少ないため、現物給付とする方が望ましい。
48	移動手段や費用がなく通院できない方々のために、対策が必要である。

- (3) 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員からの意見
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員からの意見については、当協議会の当日資料を配布します。

第3次野田市障がい者基本計画に基づく令和4年度の取組実績
及び令和5年度の取組予定について

【資料 第3次野田市障がい者基本計画の進捗状況】

1 安全・安心な生活環境の整備	1 ページ
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3 ページ
3 防災、防犯などの推進	5 ページ
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6 ページ
5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	7 ページ
6 保健・医療の推進	15 ページ
7 行政などにおける配慮の充実	17 ページ
8 雇用・就業、経済的自立の支援	19 ページ
9 教育の振興	21 ページ
10 文化芸術活動・スポーツなどの振興	24 ページ

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
1	1	安全・安心な生活環境の整備	(1)	住宅の確保	・令和2年度を目標に、第二の福祉ゾーン（市有地）において、地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）を整備します。	・令和元年度で整備完了したことから、令和4年度の取組予定はありません。	・令和元年度で整備完了したことから、令和5年度の取組予定はありません。
2	1	安全・安心な生活環境の整備	(1)	住宅の確保	・地域生活支援拠点（相談支援、短期入所及びグループホーム）において、基幹相談支援センター、体験・機会の場の提供及び24時間対応可能な緊急短期入所などの推進に努めます。	・地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図りました。 開催回数：2回 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、喀痰吸引等研修は中止となりました。	・地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、喀痰吸引等研修の実施を予定しています。
3	1	安全・安心な生活環境の整備	(1)	住宅の確保	・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助（グループホーム）では障がいのある人の重度化・高齢化に対応できる新たな「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを踏まえ、日中サービス支援型共同生活援助についての情報収集に努めます。	・日中サービス支援型共同生活援助事業所のより効率的かつ効果的な評価の方法を検討しました。 ・日中サービス支援型共同生活援助事業所の事業の運営状況について自立支援・障がい差別解消支援地域協議会へ報告し、評価をいただきました。いただいた評価を事業所及び県に送付し、事業運営に活用されています。 評価事業所：3か所	・増加が見込まれる日中サービス支援型共同生活援助事業所のより効率的かつ効果的な評価の方法を検討します。 ・日中サービス支援型共同生活援助事業所の事業の運営状況について自立支援・障がい差別解消支援地域協議会への報告・評価を行います。 評価予定事業所：4か所
4	1	安全・安心な生活環境の整備	(1)	住宅の確保	・障がいのある人が、地域で生活するために、グループホーム運営費助成、障がい者グループホーム等入居者家賃補助を引き続き実施します。	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営に要する一部経費の補助を実施するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 ・共同生活援助事業所の情報収集等のため、グループホーム支援ワーカーと連携を密にし、情報共有を図るとともに空状況等の把握に努めました。 (令和4年度実績) ・運営費補助 29件 11,890,059円 ・家賃補助 196人 25,877,497円	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を継続します。 また、引き続き、グループホーム支援ワーカーと連携を密に情報共有を図るとともに、市内のグループホームの利用状況等を定期的に確認し、空き状況等の把握に努めます。
5	1	安全・安心な生活環境の整備	(1)	住宅の確保	・日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。	・日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）の支援を継続しています。 令和4年度実績 3件	・日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
6	1	安全・安心な生活環境の整備	(2)	移動しやすい環境の整備など	<ul style="list-style-type: none"> 様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業、福祉タクシー助成券の交付を行い、社会参加のための外出を支援しました。 ・視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を実施しました。 ・同行援護従事者 18人 ・契約利用者 43人 ・利用件数 361件 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も様々な障がいの種別、障がいの等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。 ・視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を引き続き実施します。 ・多様化するニーズに対応するため、同行援護従事者の講習会を開催し、同行援護従事者のスキルアップに努め、身体拘束・虐待防止への知識を深めます。
7	1	安全・安心な生活環境の整備	(2)	移動しやすい環境の整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス検討専門委員会議におけるまめバスの運行と併せて検討しているまめバスが運行できない地域、いわゆる交通不便地域の対応の中で異なる移動手段について検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者が運行する送迎車両を活用し、小山自治会、木間ヶ瀬地区の内野堤根自治会、上納谷自治会、〆切自治会及び出洲自治会の区域内を対象とした移動支援事業の実証実験を継続実施しました。また、12月からは小山地区、木間ヶ瀬地区の両地区において定時定路線運行から予約制運行を開始しました。 ・コミュニティバス等対策審議会において、まめバスの新たな運行計画を作成するため、基礎調査の結果を踏まえ、まめバスが運行する生活圏の人口や高齢化の状況や課題等を整理し、デマンド交通等の多様な交通主体との連携を含めた総合的な観点から、まめバスの運行計画の見直し方針及び交通不便地域の対応方針について協議しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者が運行する送迎車両を活用し、小山自治会、木間ヶ瀬地区の内野堤根自治会、上納谷自治会、〆切自治会及び出洲自治会の区域内を対象とした移動支援事業において、令和4年12月から実施している予約制運行の実証実験を継続し、効果検証を行います。 ・コミュニティバス等対策審議会において、基礎調査の結果から見えた課題等を踏まえて、ルート、ダイヤ、運行にかかる経費等について審議し、運行計画の作成を行います。
8	1	安全・安心な生活環境の整備	(3)	アクセシビリティに配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、引き続き施工するよう協議します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する工事等の施工においては、千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに十分配慮のうえ実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する工事等の施工においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に則して行うよう進めます。
9	1	安全・安心な生活環境の整備	(3)	アクセシビリティに配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路整備、都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢の人など、誰もが快適に利用できるように進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清水公園東二丁目の街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた2か所の根の除去を行い、段差の解消を図りました。 ・鶴奉の街路樹の切り株により歩道に段差が生じていた2か所の切り株を削り、段差の解消を図りました。 ・大殿井、岩名一丁目の街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた2か所の根の除去を行い、段差の解消を図りました。 ・みずき二丁目の街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた9か所の根の除去を行い、段差の解消を図りました。 ・桜の里三丁目の街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた1か所の根の除去を行い、段差の解消を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の根上がりによる通行障害の解消を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
10	1	安全・安心な生活環境の整備	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機などの一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・パトロールについては凍結するとともに、歩道等の改修を要する旨の指摘がなかったことから、公共施設のバリアフリー改修を実施しました。 島会館：トイレ一部洋式化改修工事 福田公民館：トイレ一部洋式化改修工事 いちいのホール：トイレ一部洋式化改修工事	・パトロールを実施して歩道等の改修を要する箇所の工事を行うことは、市内全域を一巡したことから、いったん凍結し、公共施設のトイレ洋式化、スロープや手すりの設置などのバリアフリー化に特化して改修を実施しております。 歩道等については、常時、全市的な観点から、公共施設の管理者においては施設周辺、協議会委員においては日常生活圏域内での危険箇所などを点検していただき、福祉部が窓口となり受け付けます。また、引き続き公共施設のバリアフリー改修を実施します。
11	1	安全・安心な生活環境の整備	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一體的なバリアフリー化を推進していきます。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備工事に着手しました、令和5年度での完成を予定しております。また、愛宕駅西側（県道結城野田線）の音響式信号機設置要望について、引き続き行いました。 ・野田市駅西地区については、土地区画整理事業により、前年度に引き続き駅前線の整備を進めるとともに、物件補償を実施しました。また、野田市駅南側（県道野田牛久線）の道路線形の改良に合わせ、押しボタン式信号機（音響付き）の設置要望を行いました。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備に向けて、工事に着手しており、令和5年度での完成を予定しております。また、愛宕駅西側（県道結城野田線）の音響式信号機設置について、引き続き要望を行います。 ・準重点整備地区の野田市駅西地区は、土地区画整理事業により、駅前線や駅前広場等を整備するとともに、引き続き物件補償を進めています。また、野田市駅南側（県道野田牛久線）の道路線形の改良に合わせ、押しボタン式信号機（音響付き）設置要望を引き続き行います。
12	1	安全・安心な生活環境の整備	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法により原則、令和2年度までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業の整備により図られることから、事業の早期完成を促進していきます。	・野田市駅については、令和5年度の駅舎完成に合わせ、駅の完全バリアフリーを目指し、下り線ホーム等の整備を進めました。 (事業進捗率予定：76.6%) ※令和4年度認可変更による事業費増額により、事業進捗率を変更しました。	・野田市駅については、令和5年度の駅舎完成に合わせ、駅の完全バリアフリーを目指し、引き続き下り線ホーム等整備を進めています。 (事業進捗率予定：90.2%) ※令和4年度認可変更による事業費増額により、事業進捗率を変更しました。
13	1	安全・安心な生活環境の整備	(4)	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・信号機設置要望のあった交差点については、引き続き、必要性、緊急性を検討し、野田警察署へ市から要望していきたいと考えています。	・音声式信号機等の設置要望について、野田警察署に申請を継続し、信号機に音声装置が1箇所設置されました。	・音声式信号機等の設置要望について、野田警察署に申請を継続します。その他の要望についても関係機関と連携し、速やかに対応します。
14	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1)	情報通信における情報アクセシビリティの向上	・障がいのある人が、携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器を活用し、社会参加の促進を推進します。	・令和4年度の情報通信支援用具の支給実績は3件でした。	・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。
15	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1)	情報通信における情報アクセシビリティの向上	・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。	・令和4年度の情報通信支援用具の支給実績は3件でした。	・日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
16	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(2)	情報提供の充実など	・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴援助システムなどの利用促進を図ります。	・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、移動式補聴援助システムなどの利用促進を図りました。 派遣件数 手話通訳者 350件 要約筆記者 47件 移動式補聴援助システム利用件数 27件	・講演会や説明会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、移動式補聴援助システムなどの利用促進を図ります。
17	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(2)	情報提供の充実など	・障がいのある人が出席する会議では、会議資料の提供方法や会議の進め方などについて、障がい特性に応じた配慮に努めます。	・手話通訳者や要約筆記者の派遣、移動式補聴援助システムの設置を行いました。 移動式補聴援助システム利用件数 27件 意思疎通支援者配置件数 24件 ・障がい者支援課が所管する会議の資料については、読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を利用して作成しました。 ・必要に応じて音声コードを添付した文書等を提供しました。 ・音声を即時に文字に変換できるシステムを導入しました。	・市が主催する会議などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、移動式補聴援助システムなどの利用促進を図ります。 ・多くの会議でユニバーサルデザインフォントを使用した資料が提供できるよう関係各課と連携を図ります。 ・必要に応じて音声コードを添付した資料の提供に努めます。
18	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(2)	情報提供の充実など	・障がいのある人のためのICT利用について注視します。	・令和4年度の情報通信支援用具の支給実績は3件でした。	・障がいのある人のためのICT利用について検討します。
19	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(3)	意思疎通支援の充実	・コミュニケーションボードを活用した知的障がいのある人や自閉症の人などが意思疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進します。	・新しい生活様式の実践により、マスクを着用する機会が増えたことで障がいのない人でも会話の聞き取りが困難な場合があるため、生活全般に使用できるコミュニケーション支援ボードの作成に取り組みました。	・引き続き、コミュニケーション支援ボードの作成や設置場所の拡大に取り組みます。
20	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(3)	意思疎通支援の充実	・意思疎通支援を必要とする視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対応するため、同行援護従事者、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕者等の養成研修を推進し、支援体制の充実を図りながら、PRに努め、市民への理解を呼び掛けていきます。	・新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底し、手話奉仕員養成講座（前期・後期）を開催しました。 受講者数 前期 13人（修了者 13人） 後期 7人（修了者 6人） ・要約筆記者養成講座は、従来、受講者が少ない状況が続いていたことから千葉県が開催する講座の受講料の助成事業に切り替えました。新たに手話通訳者養成講座や盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料の助成事業を開始しました。 助成件数 要約筆記者養成講座（後期） 1人 手話通訳者養成講座 I 1人 II 1人	・手話奉仕員養成講座の前期・後期を開催します。 ・引き続き、要約筆記者養成講座、手話通訳者養成講座、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料の助成事業を実施します。
21	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(3)	意思疎通支援の充実	・設置通訳者以外の意思疎通支援方法も、検討していきます。	・筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポートー講座」を11月11日より全4回で開催しました。 受講者数 10人	・筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポートー講座」を11月に開催予定です。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
22	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(4)	行政情報のアクセシビリティの向上	・点字・声の広報等発行事業の充実に努めます。	・市報の点訳及び音訳の発行業務を野田市社会福祉協議会に委託し、視覚障がいのある人に配布しました。 点訳提供者数 5人 音訳提供者数 21人	・引き続き、市報の点訳及び音訳を発行し、視覚障がいのある人に市の情報を提供します。
23	2	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(4)	行政情報のアクセシビリティの向上	・引き続き生涯学習センター（旧野田公民館）情報活用コーナーでの視覚障がいのある人のIT活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。	・生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンの利用促進を図るとともに、視覚障がいのある当事者を講師に招き、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催予定でしたが、昨年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。	・生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンに加え、今年度からはボイスオーバー機能を使用し、より簡単にメールやネットの利用ができるようになっていることを、視覚障がいのある当事者を講師に迎え、実際に必要な細やかな情報を伝えできる講座を開催します。 iPhone ボイスオーバー講座開催（予定） 令和5年10月5日（木）10月19日（木）11月2日（木） 11月16日（木）（全4回開催）
24	3	防災、防犯などの推進	(1)	防災対策の推進	・総合防災訓練などを通じて、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を推進します。	・「第40回野田市総合防災訓練」を実施しました。訓練の中で、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を行えるように努めました。 10月30日（日）柳沢小学校	・「第41回野田市総合防災訓練」を実施する予定です。訓練の中で、障がいの特性を理解していただくとともに障がいのある人に対応した防災施策を行えるように検討していきます。 なお、高齢者支援課と障がい者支援課で障がいの特性を理解していただくために展示ブースを出せるよう検討します。 10月29日（日）南部中学校 予定
25	3	防災、防犯などの推進	(1)	防災対策の推進	・福祉避難所として対応できる施設を選考し、新たな福祉避難所を検討します。	・福祉避難所として対応できる施設を選考し、新たな福祉避難所を検討します。	・引き続き、防災担当課及び高齢者支援課と協議しながら、新たな福祉避難所を指定するとともに、運用について検討します。
26	3	防災、防犯などの推進	(2)	防犯対策の推進	・地域の人との交流を深めることにより、障がいのある人について理解し社会福祉施設などにおける障がいのある人の安全の確保に努めています。	・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を12月11日に実施しました。	・障がいの有無にかかわらず交流を深めることができますイベントが開催される際には、支援に努めます。
27	3	防災、防犯などの推進	(2)	防犯対策の推進	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めます。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時にはパトロールを強化します。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めました。また、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時には、パトロールを強化しました。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール車両2台による市内全域のパトロールや広報を行い、不審者情報などがあった時には、パトロールを強化し、犯罪抑止に努めます。
28	3	防災、防犯などの推進	(2)	防犯対策の推進	・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していきます。	・地区のバランスも考慮しながら14台の防犯カメラを更新し、新規に15台の防犯カメラを設置しました。	・電柱への添架を検討しつつ、更に設置・更新していきます。
29	3	防災、防犯などの推進	(3)	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	・野田市立二川小学校からの依頼を受け、特別支援学級の児童を対象にした消費者教育講座を実施しました。	・消費生活センターのPRと併せて、消費生活展、出前講座、消費者教育講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
30	4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めます。	・保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、地域包括ケアシステム構築推進を図りました。 実務者会議開催回数 3回 ・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会開催時に市内精神科病院の相談員の参加を図りました。 開催 10回のうち、参加回数 2回	・地域包括ケアシステム構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として実務者会議を開催する。 開催予定 6回 ・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会に市内精神科病院の相談員の参加を図ります。 開催予定 12回（うち4回に病院相談員が参加）
31	4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会、専門部会）と連携し、心の作品展事業を通じて、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。	・野田市役所1階ふれあいギャラリーにおいて、12月7日から13日までこころの作品展を開催し、障がいに対する理解の促進を図りました。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において、関係機関による事例検討等を行うとともに、こころの作品展事業を通じて、障がいに対する理解の促進を図ります。
32	4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	・障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。	・障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、市長申立てを4件実施しました。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しました。 相談件数 102件 法人後見受任件数 16件（後見14件、保佐2件） 日常生活自立支援事業契約者数 100人	・今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立てを実施します。 ・成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を引き続き実施します。 ・増加傾向にある利用件数に対応するため、職員等へ研修会を実施し情報共有に努めます。 ・多様化する相談内容に対応するため、地域の社会資源との連携を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
33	4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいを理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報を通じて、障害者差別解消法の周知・啓発に努めました。 千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図りました。 人権擁護委員と連携を図り、相談、啓発の体制を維持するとともに差別解消の推進に努めました。 人権擁護委員の日記念講演会 令和4年6月4日開催 テーマ：「パラスポーツからのメッセージ」 講師：池澤 晓氏（一般社団法人JPIA日本パーソンズスポーツ指導士・日本ユースアスレティックスインストラクター） ・子どもじんけん映画会(10月15日)、市民活動ふれあいフェスティバル(12月11日)の会場にて啓発物資を配布 市役所庁舎内にのぼり旗設置(6月・12月) 市報2月号「みんなのバリアフリー」コーナーに、人権に関する記事を掲載（心のバリアフリーとして）。 市報6月1日号、12月1日号に人権擁護委員を紹介する記事を掲載 人権相談：1件 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。また、新たな周知方法を検討します。 千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図ります。 人権擁護委員と連携し、人権相談や啓発事業等により、差別解消の推進を図ります。 ヒューマンフェスタのだ2023（柏市・我孫子市と3市が3年に1回の持ち回り開催） 令和5年11月26日（日）実施予定。 池澤 晓氏（一般社団法人JPIA日本パーソンズスポーツ指導士・日本ユースアスレティックスインストラクター）による講演会、野田市消防音楽隊による演奏、じんけん作文コンテストの作品展示 市役所庁舎内にのぼり旗設置(6月・12月) 子どもじんけん映画会、市民活動ふれあいフェスティバル会場での啓発物資配布 市報内「みんなのバリアフリー」において、人権に関する記事を掲載（障がい者支援課と分担） 市報6月1日号・12月1日号に、人権擁護委員を紹介する記事を掲載。 人権相談の実施。毎月第3木曜日（支所）。毎月27日（市役所）
34	4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における広域専門指導員、地域相談員と連携を図り、県条例の普及に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに選任された千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図ります。 地域相談員（その他の相談員）の任期が令和5年6月末で切れるため、新たに候補者を推薦します。
35	4	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市の関係する民間事業所向け説明会などにおいて、障害者差別解消法に関する説明や資料配布を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報掲載を通じて、障害者差別解消法について周知・啓発に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。また、新たな周知方法を検討します。
36	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
37	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい又は精神障がいにより、判断能力が不十分な人が、速やかな成年後見制度を利用できるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、市長申立てを4件実施しました。 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しました。 相談件数 102件 法人後見受任件数 16件（後見14件、保佐2件） 日常生活自立支援事業契約者数 100人 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立てを実施します。 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を引き続き実施します。 増加傾向にある利用件数に対応するため、職員等へ研修会を実施し情報共有に努めます。 多様化する相談内容に対応するため、地域の社会資源との連携を図ります。
38	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）及び障害児支援利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）及び障害児支援利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）及び障害児支援利用計画（案）について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上につなげます。
39	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実地指導や集団指導は中止しました。 基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の示す基準に見合う相談支援専門員の確保に努めるため、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実地指導や集団指導により相談員の技術向上を図ります。 引き続き相談支援専門員連絡会を定期的に開催し、相談員の技術向上を図ります。
40	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)	意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県が実施する研修（相談支援に関する研修など）を必要に応じて、相談支援事業所など支援機関に周知し、研修の受講を促し、相談支援事業所などの支援機関の技量向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内8相談支援事業所に相談支援業務を委託しました。研修を受講することにより支援体制加算がされる事業所は4事業所でした。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内9相談支援事業所に相談支援業務を委託しています。研修を受講することにより支援体制加算がされる事業所は4事業所を見込んでいます。
41	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2)	相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法第77条の2に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図りました。 開催回数：2回 障がい者基幹相談支援センターにおける実績 相談件数：5,409件（延べ件数） 緊急受入件数：11件 基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図ります。 引き続き基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めます。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
42	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2)	相談支援体制の構築	・地域生活支援拠点において、短期入所、グループホームの整備と併せて相談支援の充実を図ります。	・地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図りました。 開催回数：2回 ・障がい者基幹相談支援センターにおける実績 相談件数：5,409件（延べ件数） 緊急受入件数：11件 ・基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。	・引き続き地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図ります。 ・引き続き基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めます。
43	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2)	相談支援体制の構築	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用して、障がいのある人などの支援の困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組について、引き続き協議、決定し、解決に向けて、取り組みます。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会により、困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し、協議、決定し、解決に向け関係機関と連携し取組を進めました。 開催回数：2回	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会により、困難事例の対応や、障がい福祉に関する関係者の連携及び、支援の体制づくり、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し、協議、決定し、解決に向け関係機関と連携し取組を進めます。
44	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2)	相談支援体制の構築	・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響を見ながら、障害福祉サービスの利用推進を図ります。	・地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図りました。 開催回数：2回 ・障がい者基幹相談支援センターにおける実績 相談件数：5,409件（延べ件数） 緊急受入件数：11件 ・基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。	・引き続き地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図ります。 ・引き続き基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めます。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
45	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2)	相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員と介護支援専門員が支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会を開催しました。 開催回数：2回 ・相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携して対応に当たりました。 ・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会において、連携の強化の方法を検討します。 ・相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携してていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会において、連携の強化の方法を検討します。 ・引き続き、相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携していきます。 ・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会において、連携の強化の方法を検討します。 ・令和4年度より高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置し、支援体制強化をしておりますので、引き続き、ケースの状況に応じ、各地域包括支援センター、相談支援専門員、介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携をしていきます。
46	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(3)	地域移行支援、在宅サービスなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）及び平成30年度より創設された就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を継続しています。 (令和4年度実績) ・運営費補助 29件 11,890,059円 ・家賃補助 196人 25,877,497円 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域移行支援、共同生活援助（グループホーム）及び就労定着支援などの障害福祉サービスの利用推進を図り、障がいのある人の地域での生活支援を図ります。
47	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(3)	地域移行支援、在宅サービスなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスについて、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所と、利用者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に共生型サービス事業所がなく、事業所及び利用者からの情報収集を行うことはできませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスについて、生活介護事業所、短期入所施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所と、利用者の双方の声を聴き、情報の収集を行い、影響の検証を進めます。
48	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・療育支援の障害福祉サービスの適正な利用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援室と連携し支援の必要な児童に対し、子ども支援室が発行する意見書の発行により、81件の障害児通所支援を支給決定し、早期療育と適正な利用を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子どもの発達相談室と連携し支援の必要な児童に対し、意見書の発行により障害児通所支援を支給決定し、早期療育と適正な利用を実施していきます。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
49	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	<p>・児童家庭課と保健センターが保護者からの相談に応じ、保護者が専門的な療育を求めた障がいの（疑いの）ある子どもについては、障害児通所事業所や相談支援専門員の利用につながるよう子ども支援室及び障がい者支援課に案内していきます。</p> <p>・子どもの発達面での相談について、子どもの発達相談室にてのびのび相談(心理士による個別面談)を実施しました。発達に課題があり、療育を受ける必要性のある児へ児童発達支援の案内をしました。</p> <p>・児童発達支援の利用に向けて時間をかけて促していく必要がある場合や、利用までに時間がかかり待機となる等の際には、子どもの発達相談室にて、のびのび教室や個別での対応(発達支援事業)を実施しました。</p> <p>・子どもの発達相談室で相談のあった児であさひ育成園やこだま学園の利用を希望されている児について、必要に応じて情報共有を実施しました。</p> <p><子ども相談実績> のびのび相談 実605人 延748人 <障害福祉サービス受給者証の意見書発行者数> 87人 <発達支援事業実績> 集団 野田79回 実60人 延267人 関宿12回 実12人 延39人 個別 実22人 延41人</p> <p>・令和4年8月から既存6館の子ども館にて子育て支援拠点事業を開始し、10月からはのだしこども館supported by kikkoman(児童センター)においても事業を開始し、延4,727人の利用がありました。</p> <p>また、市内3か所の子育てサロン、つどいの広場は8,704人の利用があり、相談業務については、月1回の相談会の他に、随時相談を行うこととし611件の相談を受けました。</p> <p>8月1日から9月30日までは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベント・サークルを中止しましたが、自由来館による遊びの提供及び相談を実施しました。</p>	<p>・令和5年度も引き続き、発達に心配のあるお子さんについて、心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等専門職が幅広く支援していきます。</p> <p>・心理士による個別面談を実施し、発達に課題があり、療育を受ける必要のある児へ児童発達支援の案内をしていきます。</p> <p>・療育の必要性があり、保護者の児への特性理解や受容に時間をおくる場合等にはのびのび教室を案内していきます。</p> <p>・必要に応じて、あさひ育成園やこだま学園、ことば相談室、幼稚園や保育所などの関係機関と連携して支援していきます。</p> <p>・サロンやつどいの広場、子ども館での支援拠点事業により遊びを通じ信頼を深め、悩みや変化に臨機応変に対応していきます。</p> <p>・つどいの広場については、事業実施について広報や周知をし利用者の増加につなげます。</p> <p>・今後も窓口等で相談を受けた場合には、相談内容に応じ障がい者支援課や子どもの発達相談室につなげます。</p>	

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
50	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	<p>・市内在住の未就学児について、引き続き言語発達遅滞、きつ音などが見られる言語障がいのある児に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ子育て支援の促進を図ります。</p> <p>・言語発達遅滞、きつ音等が見られる言語障がいのある児に対して、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、個別指導を行っていくとともに、保護者の相談に応じることで、子育て支援の促進を図りました。</p> <p>・新規面談は言語聴覚士が個別に対応し、適切な支援につなぎました。</p> <p><ことば相談></p> <p>ことば相談室利用児 野田 実74人 延870人 関宿 実43人 延467人</p> <p>訪問指導 実6人 延8人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就学に向けての学習会」2回 ・のびのび相談等でことばの発達や発音等の課題のある子どもに対し、必要時、療育やことば相談室を案内しました。 <p>・令和4年8月から既存6館の子ども館にて子育て支援拠点事業を開始し、10月からはのだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)においても事業を開始し、延4,727人の利用がありました。</p> <p>また、市内3か所の子育てサロン、つどいの広場は8,704人の利用があり、相談業務については、月1回の相談会の他に、随時相談を行うこととし611件の相談を受けました。</p> <p>8月1日から9月30日までは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベント・サークルを中止しましたが、自由来館による遊びの提供及び相談を実施しました。</p>	<p>・引き続き、ことば相談室は、言語聴覚士を中心のことばの訓練を実施していきます。</p> <p>・言語聴覚士と指導員が連携を図り、支援の質を高めた個別指導を中心に実施していきます。</p> <p>・初回面談では言語聴覚士が面談を行い、必要に応じて検査を実施し、多面的で客観的な指標も用いながら言語発達の助言アドバイスに繋げていきます。</p> <p>・より専門性に特化し、時代に即した情報から助言、指導、アドバイス、訓練に繋げていくために、研修会への参加も積極的に行っていきます。</p> <p>・サロンやつどいの広場、子ども館での支援拠点事業により遊びを通じ信頼を深め、悩みや変化に臨機応変に対応していきます。</p> <p>・つどいの広場については、事業実施について広報や周知をし利用者の増加につなげます。</p> <p>・今後も窓口等で相談を受けた場合には、相談内容に応じ障がい者支援課やことばの相談室につなげます。</p>	

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
51	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室、出前保育、育児相談などの充実、また、子育て支援センターを中心に他機関との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいては、育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、事前予約制や人数制限、手指消毒等の感染症対策を講じた上でフロア開放、園庭開放、育児相談等を行いました。 また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため育児相談のみを実施する期間についても、各支援センターのホームページなどを通じて、遊びの情報提供を行い、子ども支援室のにじいろnaviにて情報発信をしていただき、子育て世代への周知を行いました。さらに、電話での育児相談はフロア開放等を中止している間も行き、子育て支援を継続して行える体制を整えました。 とも情報共有を行い、LINEやホームページで情報の発信を行っています。 <p>【参加実績】※延人数 子育て支援センター（4か所）3,378人 ※4月1日から4月21日まで電話での育児相談のみの要請 ※4月22日以降は感染対策を講じたうえで行事等再開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターにおいては、育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、親子教室・出前保育・育児相談等の充実を図ります。 また、新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となり、子育て支援活動の充実を図ります。 ・保健センター母子保健係とも引き続き情報交換を行うように努め、さらに関係を密にしていきます。
52	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援室において、関係機関の巡回相談などの実施を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達相談室の心理士、作業療法士が保育所や幼稚園等を巡回し、発達に課題がある子どもの早期発見に努め、対応する保育所等の職員に助言等の支援を行いました。 <p>【巡回相談実績】 10か所 27回 実56人 延95人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに心理士と、療育経験のある訪問指導員を配置し、保育所や幼稚園への訪問回数を増やし、支援を強化する。訪問回数を増やすことで、保育に関わる職員に対し、目的と目標を明確にし、助言・指導をより多く実施していくこと、各施設と連携を強化していくことで、子どもの保育環境がより一層整い、安心した園生活を送れるよう実施をしていきます。
53	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(4)	障がいのある子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスについて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と、利用児及び保護者の双方の声を聴きながら、影響について検証していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に共生型サービス事業所がないため、事業所及び利用者の声を聞くことができませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、共生型サービスについて、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と、利用児及び保護者の双方の声を聴きながら、影響について検証を継続します。
54	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(5)	障害福祉サービスの質の向上など	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所などに立入検査を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所に対し定期的な訪問の実施については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所等に対し定期的な訪問の実施。 ・事業所へ立入検査を実施する内容を精査し、検査を行いサービスの質の向上を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
55	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(5)	障害福祉サービスの質の向上など	・サービスを利用する人に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図り、利用を支援します。	・野田市役所ホームページに、千葉県社会福祉協議会「苦情解決システム」があることの掲載を実施し、周知に努めました。	・障害福祉サービスが適正に利用されるよう、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の周知を図ります。
56	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・引き続き福祉専門職の職員を確保し、必要に応じて障がい者支援課などへの配置を進めます。	・福祉専門職については必要に応じて採用し、障がい者支援課などへ配置を進めました。 ・福祉専門職については必要に応じて採用し、障がい者支援課などへ配置を進めました。 ・令和5年4月1日付採用として、保健師、精神保健福祉士の募集を行いました。	・引き続き、福祉専門職については必要に応じて採用を検討します。 ・福祉専門職の職員を必要に応じて採用し、障がい者支援課などへ配置します。
57	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・手話奉仕員養成講座、要約筆記養成講座、同行援護従事者養成研修、点訳・音訳ボランティア講座などを含めた福祉専門職の人材養成講座について、市民への周知に努めます。また、職員に対しても各種養成講座の周知を強化し、受講者の増加に努めます。	・手話奉仕員養成講座等の各講座について、受講者の増加に努めています。なお、令和4年度においては、手話奉仕員養成講座を2名の職員が受講しました。 ・野田市社会福祉協議会に委託し手話奉仕員養成講座（前期・後期）を7月より開催しました。募集のPRのために市報やまめバスへのポスター掲載を実施しました。 ・千葉県が実施する要約筆記者養成講座の受講料を助成し、名が参加、修了しました。 ・手話奉仕員養成講座等の各講座について、受講者の増加に努めました。なお、令和4年度は、手話奉仕員養成講座の前期で13人、後期で6人が修了生となっております。	・手話奉仕員養成講座等の各講座について、受講者の増加に努めます。 ・手話奉仕員養成講座等の各講座について、受講者の増加に努めます。 ・野田市社会福祉協議会に委託し手話奉仕員養成講座（前期・後期）を7月より開催します。募集のPRのために市報やまめバスへのポスター掲載を実施します。 ・手話奉仕員養成講座等の各講座について、受講者の増加に努めます。 ・障がいのある人の福祉に関心と理解がある受講者に対し、受講後も活動を続けられる方や、将来、手話通訳者を目指す方を対象に、手話奉仕員養成講座（前期）を実施します。また、前期講座の受講修了者を対象に手話奉仕員養成講座（後期）を実施します。 ・障がいのある人の福祉に関心と理解がある受講者に対し、受講後も活動を続けられる方や、将来、手話通訳者を目指す方を対象に、手話奉仕員養成講座（前期）を実施します。また、前期講座の受講修了者を対象に手話奉仕員養成講座（後期）を実施します。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
58	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めます。	・各種研修の情報収集及び周知に努めました。 ・外部講師による機能訓練講習会や摂食嚥下研修を行った他、虐待防止・身体拘束適正化の園内研修を実施しました。また、サービス管理責任者更新研修を対象職員が受講しました。 ・喀痰吸引等研修は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止しました。 ・発達障がい者等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めました。	・各種研修の情報収集及び周知に努めます。 ・園内研修の実施に加え、強度行動障害支援者養成研修のような外部研修への参加（希望者）を予定 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、引き続き、喀痰吸引等研修の実施を予定しています。 ・発達に障がいのある人等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めます。
59	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・今後も市職員（指定管理者の職員を含む）が、様々な研修などに参加できるよう努めます。	・新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施しました。 ・市職員を対象とした手話入門研修は、新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで実施し、46名が参加しました。	・新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長補佐・課長級職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施します。
60	5	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(6)	障がい福祉を支える人材の育成・確保	・平成29年11月に千葉県が作成した千葉県福祉人材確保・定着推進方針の下、福祉的就労の定着及び底上げを図ります。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は喀痰吸引等研修を中止しました。	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、引き続き、喀痰吸引等研修を実施します。
61	6	保健・医療の推進	(1)	精神保健・医療の適切な提供など	・保健、福祉関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進するため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。	・地域包括ケアシステム構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による地域包括ケアシステム構築推進事業実務者会議を実施しました。 開催回数 3回 ・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会に市内精神科病院の相談員の参加を進めました。 開催回数 10回（うち2回に参加）	・地域包括ケアシステム構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による地域包括ケアシステム構築推進事業実務者会議を実施します。 開催予定 6回 ・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会に市内精神科病院の相談員の参加を進めます。 開催予定 12回（うち4回に病院相談員が参加）
62	6	保健・医療の推進	(1)	精神保健・医療の適切な提供など	・地域移行支援や平成30年度に創設された自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。	・地域移行支援の支給決定を行っており、適切な地域移行を支援できました。 ・自立生活援助の利用実績はありませんでした。	・地域移行支援や自立生活援助などの障害福祉サービスを適正に活用し、精神障がいのある人の地域移行を図ります。
63	6	保健・医療の推進	(2)	保健・医療の充実など	・市内の障害福祉サービス事業所において、重症心身障がいの支援及び更なる医療的ケアの必要な人が利用しやすい環境を図ります。	・地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図りました。 開催回数：2回 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、喀痰吸引等研修は中止となりました。	・基幹相談支援センターの業務に医療的ケア児コーディネーター業務を追加し、医療的ケア児の相談支援体制強化を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
64	6	保健・医療の推進	(3)	保健・医療を支える人材の育成・確保	・障がいのある人の重度化及び高齢化に伴い、それを支える専門的人材の確保・養成を地域生活支援拠点の機能の一つとして実施します。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は喀痰吸引等研修を中止しました。	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、引き続き、喀痰吸引等研修を実施します。
65	6	保健・医療の推進	(3)	保健・医療を支える人材の育成・確保	・理学療法士、作業療法士などの有資格者の適切な配置を推進します。	・子どもの発達相談室の理学療法士・作業療法士、言語聴覚士が個別相談、健診、あさひ育成園での指導など専門的業務に従事しました。	・令和5年度も引き続き、専門職による個別相談、健診での相談、あさひ育成園での個別訓練対応を行っていきます。
66	6	保健・医療の推進	(3)	保健・医療を支える人材の育成・確保	・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病などの予防から福祉サービスが適切に提供できるよう関係者会議や研修会などに参加し、意見交換や情報収集などから専門職の資質向上に努め、関係機関との連携強化を図ります。	・関係者会議や研修会などに参加し、事例を通して医療、保健、福祉、教育等の関係機関と意見交換や情報収集など多機関と連携を行いながら、個別性に合わせた医療・福祉サービスの提供が行えるように支援しました。	・関係者会議や研修会などに参加し、資質の向上に努めるとともに、関係機関（保健所、医療機関、療育機関、庁内関係課等）と連携を図り、適切な支援につなげます。
67	6	保健・医療の推進	(4)	障がいの原因となる疾患などの予防・治療	・障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見を一層進めるために、新生児から高齢期に至る健康保持・増進のため、乳幼児健診、特定健康診査、健康相談などの充実を図り、施策を推進します。	・各種乳幼児健康診査の実績 (R4.4からR5.3まで) 3か月児健康相談 対象者数：732人 受診者数：730人 受診率：99.7% 1歳6か月児健康診査 対象者数：882人 受診者数：846人 受診率：95.9% 3歳児健康診査 対象者数：896人 受診者数：877人 受診率：97.9% すくすく子育て相談 対象者数：316人 受診者数：192人 受診率：60.8% ・受診者のニーズに合わせ、相談に応じることができるように心理士や栄養士、歯科衛生士など専門職による、各種相談を充実させました。3か月児健康相談やすくすく子育て相談時には、乳児健診の受診票を利用しての受診勧奨を行うことで、医師による診察の機会を逃さないよう促しました。 ・未受診者には「未受診者対応マニュアル」を活用し、積極的に健診・健康相談の受診勧奨及び育児状況の把握し必要な家庭に支援していくように努めました。 ・1歳6か月児及び3歳児健康診査においては、発達に課題がある児に対しては、早期に相談、支援につながるよう努めました。	・引き続き各種乳幼児健診、未受診勧奨を実施し、支援の必要な児と、その家族に合わせたフォローを行っていきます。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
68	6	保健・医療の推進	(4)	障がいの原因となる疾患などの予防・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行い、妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をし支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、引き続き妊婦・乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行いました。 ・妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携し妊娠、出産、育児へつながる切れ目のない支援を目指しました。 ・専門職の家庭訪問を行うことによって、適切な助言を行うとともに、リスクのある家庭においては、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象とした視点で支援を行いました。 ・令和4年4月より、医療保険適用分の不妊、不育症治療費について費用の一部助成を開始しました。いずれも回数の制限はなく、不妊治療上限20万円、不育症治療上限30万円を助成しています。 	<p>子どもを望む方に対して不妊・不育の治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、引き続き妊婦・乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行います。</p> <p>妊娠届出時から対象者に合わせた説明を行い、不安や心配事があったときに、身近な相談相手として相談できるよう関係づくりに努めます。また、リスクのある家庭においては、産婦や新生児・乳児だけでなく家族全体を対象とした視点で支援を行い、必要に応じて関係機関と連携します。</p>
69	6	保健・医療の推進	(4)	障がいの原因となる疾患などの予防・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨太教室は計4回開催し、57名（40～64歳は16名）の参加がありました。 ・骨密度測定は各保健センターで372名に実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催していきます。また、各保健センターで隨時骨密度測定を実施します。 ・若い世代から十分な骨量を蓄えることは、骨粗しょう症予防につながるため、離乳食講習会で意識改善のために情報提供と骨密度測定を実施します。
70	7	行政などにおける配慮の充実	(1)	選挙などにおける配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に困難を抱える障がいのある人などに配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月執行の野田市議会議員一般選挙及び令和4年7月執行の参議院議員通常選挙において移動に困難を抱える障がいのある人に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台や点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、適切な声掛けなど、投票環境の向上に努めます。
71	7	行政などにおける配慮の充実	(1)	選挙などにおける配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施の取組を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月執行の野田市議会議員一般選挙及び令和4年7月執行の参議院議員通常選挙において代理投票制度の周知や、市報や市ホームページ等において周知を図り、かつ、担当職員の育成により障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう投票環境の向上に努めました。 ・障がいのある人ととの意思疎通を図る手段として、コミュニケーション支援ボードを利用しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
72	7	行政などにおける配慮の充実	(1)	選挙などにおける配慮	<ul style="list-style-type: none"> 指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月執行の野田市議会議員一般選挙及び令和4年7月執行の参議院議員通常選挙において不在者投票制度（指定病院等における不在者投票、郵便投票等）について、市報や市ホームページ等において周知を図り、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めました。 事務担当職員に投票事務説明会を実施し、選挙の公平性の確保と選挙人の投票環境向上に努めました。 選挙管理委員会独自の取組として、令和4年5月執行の野田市議会議員一般選挙及び令和4年7月執行の参議院議員通常選挙において、ポスター掲示場324か所においてUni-Voiceを導入し、さらに、令和4年5月執行の野田市議会議員一般選挙において、音訳・点訳した選挙公報を社会福祉協議会を通じ、希望者に配布することにより、視覚障がいのある人等への選挙情報の提供を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に引き続き務めます。
73	7	行政などにおける配慮の充実	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の提供を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長級職員研修、技能労務職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長補佐・課長級職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、実施します。
74	7	行政などにおける配慮の充実	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、環境の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」により職員に周知を図りました。 障がい者雇用室に10人の会計年度任用職員が就業しています。各課への障がい者雇用室の理解を進めるとともに、障がい者雇用室で任用している障がいのある人を各課に配置できる環境整備等を検討しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」を策定し、職員に周知を図っています。 現在は障がい者雇用室において10名の会計年度任用職員が就業していますが、各課への障がい者雇用室の理解を進めるとともに、雇用室で任用している障がいのある人を各課に配置できる環境整備等を検討します。
75	7	行政などにおける配慮の充実	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、必要に応じて、野田市職員対応要領の見直しを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な相談等についての事例の蓄積に努めてました。 具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、人事課に情報提供を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な相談等についての事例の蓄積に努めます。 具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、人事課に情報提供を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
76	7	行政などにおける配慮の充実	(2)	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進など	・職員研修における障がい者施設などの見学及び障がい者支援課職員に対する障がい者施設などでの実習研修の実施を検討します。	・新規採用職員研修（4月1日採用）において、野田市手をつなぐ親の会による研修を実施しました。 ・市職員を対象とした手話入門研修は、新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで実施し、46名が参加しました。	・新規採用職員研修（4月1日採用）において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修を実施しました。手話入門研修については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じ、実施を検討します。障がい者支援課職員に対する実習研修については、検討を進めます。
77	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	総合的な就労支援	・障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。	・障害者就業・生活支援センターは一とふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行い関係機関と連携を図りました。	・引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、ら就労に関する支援を実施します。
78	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	総合的な就労支援	・引き続き、関係機関と連携して、周知強化による雇用促進奨励金及び障がい者職場実習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結び付くように努めます。	・「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」についても、さらなる制度活用のため周知に努めるとともに、平成30年度に創設した「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事業」についても、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ周知に努めました。 障がい者職場実習奨励金支給対象者：4事業所、6人 雇用促進奨励金交付対象者：39人 トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給対象者：なし	・「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、さらなる制度活用のため周知に努めるとともに、実績がなかった「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事業」についても、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ、制度活用のため周知に努めます。
79	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	障がい者雇用の促進	・平成28年4月に施行した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）により、雇用の場における障がいのある人への差別の禁止、募集や採用では障がいのある人とない人の均等な機会を確保し、採用後においては、障がいのある人との均等な待遇や、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となる事業を改善する措置への取組及び支援を行います。	・障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携し、雇用の場における障がいのある人への差別の禁止、募集や採用時の障がいのある人との均等な雇用の機会確保を推進しています。	・引き続き、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携し、雇用の場における障がいのある人への差別の禁止、募集や採用時の障がいのある人との均等な雇用の機会確保を推進します。
80	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	障がい者雇用の促進	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請し、雇用の促進を図ります。	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者に要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がいのある人の雇用の促進を図りました。	・法定雇用率の引上げに伴い、障がいのある人の雇用は進んでいるが、今後、令和6年4月、令和8年7月に段階的に引き上げられることから、引き続き宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請するとともに、各種関係団体との協力、チラシの配布や研修会等の実施により、雇用の促進を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
81	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	障がい者雇用の促進	・千葉県が、株式会社パソナに委託している「障害者雇用サポート事業」を活用し、障がいのある人の就労及び企業の障がい者雇用を支援します。	・千葉県の委託事業である「障害者雇用サポート事業」の周知を図り、障がいのある人の就労及び企業の障がいのある人の雇用を支援しました。	・千葉県が、株式会社パソナに委託している「障害者雇用サポート事業」の周知を図り、障がいのある人の就労及び企業の障がい者雇用を支援します。
82	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	障がい者雇用の促進	・野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がいのある人の社会参加の促進を実施します（野田市斎場売店事業運営委員会）。	・野田市斎場内に設置している「セレショップ・やすらぎ」に従事している精神障がいのある人に対し、就労に向けた支援を継続して実施しました。 また、「やすらぎチャレンジシート」を中心に支援内容を見直し、より良い支援を行いました。 支援員3人、従事者9人 ・斎場売店サポート委員会を定期的に開催し、情報の共有を図りました。	・野田市斎場内に設置している「セレショップ・やすらぎ」に従事している精神障がいのある人に対し、就労に向けた支援を継続して実施します。 また「やすらぎチャレンジシート」により、より良い支援の提供を目指します。 ・斎場売店サポート委員会を開催し、情報の共有を図ります。
83	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	障がい者雇用の促進	・障がいのある人が、自立した生活が送れるよう障がい者施設通所者支援事業を継続していきます。	・野田市障がい者団体連絡会に障がい者通所者支援事業を委託し、ゆめあぐり野田において就労に向けた実習を行いました。（R4.10.1以降は人事課雇用）	・障がいのある人が、経済的に自立した生活が送れるよう就労継続支援等の障害福祉サービスや障がい者施設通所者支援事業の活用に努めます。
84	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・障害者就業・生活支援センターはーとふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行います。	・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行い関係機関と連携を図りました。	・引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、就労に関する支援を実施します。
85	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会の一つである就労支援部会において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行います。	・障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の就労支援部会において意見交換を行い、関係機関と連携を密にしました。 開催回数：2回 ・就労支援部会において、農政課及びJAと連携し、農福連携の取組を実施しました。 実施回数 7回、延べ参加者数 101名	・障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の就労支援部会において意見交換を行い、関係機関と連携を密にします。 ・農政課及びJAと連携し、農福連携の取組を推進します。
86	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援します。	・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行い関係機関と連携を図りました。	・引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、就労に関する支援を実施します。
87	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	福祉的就労の底上げ	・今後も、障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、目標設定額の増加を図ります。	・3,700千円以上を目標とする「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を踏まえ、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供の推進に努めました。 目標値 3,700,000円 実績値 2,579,193円（達成率69.7%）	・3,700千円以上を目標に「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。この調達方針を踏まえ、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供の推進に努めます。 ・具体的利用に繋げるため、パンフレットの改訂を実施し、積極的な周知に努めます。
88	8	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	福祉的就労の底上げ	・障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供を行うように努めます。	・野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針（目標額3,700千円以上）を踏まえ、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供の推進に努めました。 実績値（物品） 696,050円 (役務) 1,883,143円 合計 2,579,193円	・野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針（目標額3,700千円以上）を踏まえ、障がい者就労施設等から物品購入、役務の提供の推進に努めるとともに、発注に繋がるよう積極的な周知に努めます。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
89	9	教育の振興	(1)	インクルーシブ教育システムの推進	<p>・平成30年度「野田市学校教育指導の指針」の重点項目の2番目に「特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童生徒にとってより良い支援、幼稚園・学校生活につながるように努めています。</p>	<p>・令和3年度に引き続き、令和4年度「のだ教育推進プロジェクト〔学校版〕」の重点項目「確かな学力」の向上の項目に、「①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開、②個に応じた特別支援教育の推進」を掲げ、取り組んでまいりました。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童・生徒へのより良い支援ができるように、幼稚園・学校と連携を図りました。</p>	<p>・令和4年度に引き続き、令和5年度「のだ教育推進プロジェクト〔学校版〕」の重点項目「確かな学力」の向上の項目に、「①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開、②個に応じた特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童・生徒へのより良い支援ができるように、幼稚園・学校と連携を図ってまいります。</p>
90	9	教育の振興	(1)	インクルーシブ教育システムの推進	<p>・専門的な知識や他機関との連携が重要であることから、連絡を密にし、円滑な支援ができるように進めています。</p>	<p>・令和3年度に引き続き、「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行いました。通常学級において、個別の支援が必要なケースについては、実際の学びの場において専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただき、ケースに応じた細かな支援を継続しました。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、特別支援学級と通常学級や、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の場や行事等は、現場の先生方と丁寧に確認を取りながら進めました。</p>	<p>・令和4年度に引き続き、「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行います。通常学級において、個別の支援が必要なケースについては、実際の学びの場において専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただき、ケースに応じた細かな支援を継続してまいります。</p> <p>・引き続き新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、特別支援学級と通常学級や、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の場や行事等は、現場の先生方と丁寧に確認を取りながら進めてまいります。</p>
91	9	教育の振興	(2)	教育環境の整備	<p>・幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めていきます。</p>	<p>・特別な配慮を要する子ども達への支援の工夫などをさらに呼び掛けていくと共に、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図ってまいりました。</p> <p>・引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに配慮しながら、相談や支援の場として、ひばり教育相談、適応指導学級、巡回教育相談、ひまわり相談、就学相談などの連携を充実させました。学校間あるいは子ども家庭総合支援課や子ども支援室などの市の関係機関との連携、野田特別支援学校による支援も引き続き依頼しています。</p>	<p>・特別な配慮を要する子ども達への支援の工夫などをさらに呼び掛けていくと共に、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図ります。</p> <p>・令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに配慮しながら、相談や支援の場として、ひばり教育相談、野田市教育支援センターひばり、巡回教育相談、ひまわり相談、就学相談などの連携を充実させます。学校間あるいは子ども家庭総合支援課や子ども支援室などの市の関係機関との連携、野田特別支援学校による支援も引き続き依頼してまいります。</p>

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
92	9	教育の振興	(2)	教育環境の整備	・特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。	・各小中学校でニーズの高まりがある、特別支援教育の推進のため、研修の場の充実を図りました。研修については、業務改善の観点からオンラインによる研修や文書配付等にて対応しました。	・各小中学校でニーズの高まりがある、特別支援教育の推進のため、研修の場の充実を図ります。研修については、業務改善の観点から引き続きオンラインによる研修や文書配付等にて対応していきます。
93	9	教育の振興	(2)	教育環境の整備	・次年度を見据えた環境の整備を行います。（教室環境、人材の養成など）	・学校現場の実態把握に努め、個のニーズに合わせた、授業が実施できるよう教師のレベルに応じた研修等を実施しました。また、次年度につながる環境整備や人材の育成などを検討していきます。	・学校現場の実態把握に努め、個のニーズに合わせた、授業が実施できるよう教師のレベルに応じた研修等を実施します。また、次年度につながる環境整備や人材の育成などを検討していきます。
94	9	教育の振興	(2)	教育環境の整備	・県立野田特別支援学校は、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画、第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、平成33年度を目指し、特別支援教育の充実に向けた準備をしています	調整中	調整中

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
95	9	教育の振興	(2)	教育環境の整備	・県立野田特別支援学校は、野田市教育委員会を始め、関係各所と連携し、地域におけるセンターとしての役割を果たし、特別支援教育の推進充実に努めます。	調整中	調整中
96	9	教育の振興	(2)	教育環境の整備	・学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	【中央小学校】 階段昇降機の設置 【東部小学校】 和便器を改修し洋便器37台設置、手すり設置 階段昇降機の設置 【柳沢小学校】 和便器を改修し洋便器13台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置 【山崎小学校】 和便器を改修し洋便器22台設置 バリアフリートイレ改修、手すり設置 【七光台小学校】 和便器を改修し洋便器34台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置 【木間ヶ瀬小学校】 階段手すり取付工事 【第一中学校】 和便器を改修し洋便器2台設置 【南部中学校】 トイレ手すり取付工事 【北部中学校】 階段昇降機の設置 【岩名中】 階段昇降機の設置	・学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進し、障がいのある人にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。 〈取組実績〉 【中央小学校】 階段昇降機の設置 【東部小学校】 階段昇降機の設置 【川間中学校】 南棟東側階段手すり取付工事 〈取組見込み予定〉 【尾崎小学校】 和便器を改修し洋便器32台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置 【岩木小学校】 和便器を改修し洋便器33台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置 【二ツ塚小学校】 和便器を改修し洋便器34台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置 【木間ヶ瀬小学校】 和便器を改修し洋便器25台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置 トイレ手すり設置 【関宿中央小学校】 和便器を改修し洋便器19台設置 バリアフリートイレ新設、手すり設置

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
97	9	教育の振興	(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、室内レクリエーションや散策を9回行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回を中止しました。 ・ボランティアに企画運営に参加していただき、共催で事業を実施しました。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、スポーツや館外活動を行います。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。
98	9	教育の振興	(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実	・サービスの対象者（当事者）に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容についてPRに努めます。	・図書館ホームページの内容を一部刷新し、LLブックの項目やマルチメディアディジタルの記載を追加しました。 ※LLブック→難しい表現や日本語が得意でない方などにも楽しめるようにつくられた「やさしく読みやすい本」です。興風図書館で所蔵し、どなたでもご利用いただけます。 ※マルチメディアディジタルは、声を聞きながら同時にテキスト、絵、写真を見ることができ、主にパソコンで再生します。著作権制限のない一部の資料はどなたでも貸出可能です。	・図書館ホームページの該当サービスの内容を分かりやすくして、サービスの対象者（当事者）に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容についてPRに努めます。
99	9	教育の振興	(3)	生涯を通じた多様な学習活動の充実	・LLブックやマルチメディア・ディジタルなど身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めます。	・LLブックは5冊、マルチメディアディジタルは14点購入し、受入をしました。	・LLブックやマルチメディアディジタルなど身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めます。
100	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	(1)	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	・今後も、安全に各種行事が開催できるように必要な支援を実施します。	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、障がい者釣大会及びおひさまといっしょにが中止となり、職員の派遣はありませんでした。	・障がい者釣大会は中止となりましたが、おひさまといっしょにを6月17日（土）に開催する予定です。 ・各種行事の開催に当たっては、引き続き支援に努めます。
101	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	(1)	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動を行えるようリーダーの育成を図ります。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、室内レクリエーションや散策を9回行いました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回を中止しました。 ・ボランティアに企画運営に参加していただき、共催で事業を実施しました。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、スポーツや館外活動を行います。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。

第3次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和4年度	令和5年度
						取組実績	取組予定
102	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	(2)	スポーツを楽しめる環境の整備	・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。	・千葉県障害者スポーツ大会への参加を支援しました。 ・開催日：5月22日（日） ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、おひさまといっしょには中止となりました。 ・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を12月11日に実施しました。	・千葉県障害者スポーツ大会への参加を支援しました。 ・開催日：5月12日（金） ・障がい者釣大会は中止となりましたが、おひさまといっしょにを6月17日（土）に開催する予定です。 ・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を実施予定です。 ・開催予定日：11月19日（日）
103	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	(2)	スポーツを楽しめる環境の整備	・千葉県の障害者スポーツ大会等コーディネーター派遣事業実施要領を活用し、障害者スポーツの推進を図ります。	・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を12月11日に実施しました。	・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を実施予定です。 ・開催予定日：11月19日（日）
104	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	(2)	スポーツを楽しめる環境の整備	・現有施設の有効活用を図り、「ファシリティマネジメント（施設長寿命化計画）の基本方針」に基づき計画的に改修を行い、改修に当たっては、バリアフリー化します。	・耐震補強等（大規模改修を含む）工事の実施に向け、令和4年度において、耐震補強等設計の業務委託を行った。	・福田体育館耐震補強等事業：令和5年度、6年度の2カ年の継続事業により、耐震補強及びバリアフリー化を含めた大規模改修工事を行い、令和5年度は、仮設工事及び解体工事を行います。

第6期野田市障がい福祉計画・第2期野田市障がい児福祉計画に基づく取組の進捗状況について（報告）

【資料 第6期野田市障がい福祉計画・第2期野田市障がい児福祉計画の進捗状況】

1 計画の策定に当たって	1 ページ
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け・他計画との関係	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の基本理念	2
2 令和5年度までに達成すべき目標	4 ページ
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	5
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	6
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	8
3 障害福祉サービス等の見込み	10 ページ
(1) 指定障害福祉サービス	10
(2) 指定相談支援	23
(3) 地域生活支援事業	25
(4) 発達障がい者等に対する支援	34
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
(6) 相談支援体制の充実・強化等	36
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	37
(8) 障がい児支援（第2期野田市障がい児福祉計画）	38

1 計画の策定に当たって

(福祉計画の1ページ)

(1) 計画策定の趣旨

野田市障がい福祉計画及び野田市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がいのある人」という。）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がいのある人の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け・他の計画との関係

ア 位置付け

野田市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

野田市障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

本計画は、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により一体のものとして作成できるものとされています。

なお、持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

本計画における基本理念、達成すべき目標を推進することが、SDGsの目標へとつながっていきます。

イ 他計画との関係

本計画は、本市の障がい施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】



(4) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築 「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して

**障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を
尊重し支え合う共生社会の構築
「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して**

本計画の基本理念は、第3次野田市障がい者基本計画と共通の理念とします。

この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

ア 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

イ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人（発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。

エ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

カ 障がい福祉人材の確保

障がいの重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために必要な人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の積極的な周知・広報等に取り組みます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に取り組みます。

キ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を推進します。

2 令和5年度までに達成すべき目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(福祉計画の13ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値としています。

国の基本指針を踏まえて、本市の施設から地域生活への移行の目標値は、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれるため、令和元年度末時点の本市の施設入所者数である90人の6%に当たる6人に令和2年度までの未達成割合に当たる10人を加えた16人を令和5年度末における地域生活への移行者数として設定します。

また、令和5年度末の施設入所者数は、地域生活への移行が自立支援の重要な課題であることから令和元年度末時点の施設入所者の1.6%である2人を削減することを目指します。

イ 第6期計画の目標と進捗状況

項目	目標値	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	達成率	考え方
令和5年度までの地域生活移行者数	16人	1人	1人	-人	12.5%	令和元年度末時点における施設入所者数(90人)の6%(6人)に第5期計画の未達成割合(10人)を加えた値とします。
令和5年度までの施設入所者削減数	2人	0人	0人	-人	0%	令和元年度末時点における施設入所者数(90人)の1.6%とします。

ウ 実績と今後の取組について

地域生活への移行の推進を図るために、自立訓練事業等の利用や地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質及び量の充実を図るとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の地域生活への移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がいのある人への理解の普及、啓発に努めます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(福祉計画の14ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、野田市では令和2年度に野田市船形地先のグループホーム及び短期入所施設、当該施設に併設する障がい者基幹相談支援センターの開設をもって地域生活支援拠点の面的整備を完了しました。

令和5年度末までの間、地域生活支援拠点の機能の充実のため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として、令和2年度に設置した野田市地域生活支援拠点等運営会議において、年1回以上運用状況の検証及び検討に取り組みます。

イ 第6期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	令和4年度 実績	考え方
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	年1回以上	2回	地域生活支援拠点の機能の充実

ウ 実績と今後の取組について

地域生活支援拠点の機能の充実に向けて自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（専門部会：野田市地域生活支援拠点等運営会議）において、評価検討を実施しつつ関係機関と連携しながら検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

(福祉計画の15ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者数が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標値を設定します。

国の基本指針を踏まえて、就労移行支援事業からの一般就労移行者数については、令和元年度の移行実績14人の1.3倍以上に当たる19人に令和2年度までの未達成割合に当たる9人を加えた28人を目標値として設定します。就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数については、令和元年度の移行実績の移行実績7人の1.26倍以上に当たる9人及び就労継続支援B型事業からの一般移行者数については、令和元年度の移行実績の移行実績1人の1.23倍以上に当たる2人を目標値として設定します。

また、就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

イ 第6期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	達成率	考え方
就労移行支援事業	28人	22人	23人	-人	160.7%	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績(14人)の1.3倍以上(19人)に、第5期計画の未達成割合(9人)を加えた値とします。
就労継続支援A型事業	9人	13人	12人	-人	277.8%	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績(7人)の1.26倍以上の9人とします。
就労継続支援B型事業	2人	0人	9人	-人	450%	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績(1人)の1.23倍以上の2人とします。
就労定着支援事業の利用率	70%	22.5%	22.5%	-%		就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割以上が就労定着支援を利用するものとします。
令和5年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率	70%	100%	100%	-%		就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

ウ 実績と今後の取組について

一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がいのある人の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、引き続き就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に努めます。

また、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて作成している障がい者就業施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針と整合性を図りながら、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努め、合わせて障がいのある人が地域において自立した生活を実現するための工賃の向上に努めます。

野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標額	3,700,000円	3,700,000円	- 円
実績額	2,522,855円	2,579,193円	- 円
(物品)	665,000円	696,050円	- 円
(役務)	1,857,855円	1,883,143円	- 円
達成率	68.2%	69.7%	- %

令和5年度目標額 3,700,000円

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

(福祉計画の16ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

そのほか、重症心身障がい児が地域で支援を受けられるように令和5年度末までに主に重症心身障がい者児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

国の基本指針を踏まえて、令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

なお、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築及び保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置については、国の中長期計画を充実しています。

イ 第6期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績	達成率	考え方
令和5年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所	2か所	-か所	100%	国の基本指針で示されている児童発達支援センターの設置目標(1か所以上)について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和5年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	実施	実施			国の基本指針で示されている保育所等訪問支援体制の構築について、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和5年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	0か所	か所	0%	令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。
令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の協議の場を設置	設置	設置	設置			保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、協議の場の活用を図ります。
令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	設置	未設置	設置			医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

ウ 実績と今後の取組について

令和3年3月に、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（専門部会：医療的ケア児者支援部会）が設置されました。保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所ずつ確保できるよう努めます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。

3 障害福祉サービス等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス

(福祉計画の19ページ)

ア 訪問系サービス

1 サービス見込量の算出の考え方

在宅生活を支えるサービスとして、身体障がいのある人や精神障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込むと、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられるため、利用実績をベースに、障がいのある人のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
居宅介護	時間 /月	計画値	2,549	2,664	2,864	2,311	2,273	2,218
		実績値	2,037	1,783	2,330	2,863	3,322	
		達成率	79.9%	66.9%	81.3%	123.9%	146.2%	%
重度訪問介護	実人 /月	計画値	177	187	208	182	185	187
		実績値	153	142	158	158	167	
		達成率	86.4%	75.9%	76.0%	86.8%	90.3%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

	名称
1	有限会社あいらいふ居宅介護事業所
2	A D V A N C E
3	介護のニヤコ
4	ワールズ運河ヘルパーステーション
5	鶴寿園訪問介護事業所
6	秋桜ヴィレッジ清水公園訪問介護事業所
7	指定訪問介護事業所かりん
8	S O M P O ケア野田関宿訪問介護
9	S O M P O ケア野田山崎訪問介護
10	トータルサポート・ノダ
11	ニチイケアセンター野田
12	のだ訪問サービスヘルパーステーション（重度訪問介護は休止中）
13	ヘルパーステーションつぼみ
14	訪問介護ステーション花ごころ野田
15	特定非営利活動法人マ・メール
16	マミー介護サービス
17	ラウンド&ケアヘルパーステーション野田
18	麗訪問介護

(令和5年3月末時点、五十音順)

市内行動援護事業所

	名称
1	A D V A N C E

(令和5年3月末時点)

市内同行援護事業所

	名称
1	野田市社会福祉協議会

(令和5年3月末時点)

3 実績と今後の取組について

令和4年度において、利用時間は計画値に達することができましたが、利用実人数は計画値に達することができませんでした。

障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報 提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。

また、サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努め、適正な査定による支給の適正化を図ります。

イ - 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援)

(福祉計画の21ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業者数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

生活介護

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
生活介護	延人数 /月	計画値	5,709	5,896	6,056	6,017	6,139	6,228
		実績値	5,483	5,612	6,478	6,161	6,318	
		達成率	96.0%	95.2%	107.0%	102.4%	102.9%	%
	実人/月	計画値	306	316	326	325	332	338
		実績値	301	301	313	311	319	
		達成率	98.4%	95.3%	96.0%	95.7%	96.1%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内生活介護事業所

利用率 103.6% (利用人数 : 399 / 定員数 : 389 × 100)

	名称	定員(人)
1	野田市立あおい空	20
2	野田市立あすなろ職業指導所(多機能型)	20
3	生活介護きょう花	14
4	くすのき苑(日中部分)	50
5	COCORO	20
6	野田市立こぶし園	40
7	生活介護事業所 Ciel	20
8	野田市心身障がい者福祉作業所(多機能型)	25
9	野田市関宿心身障がい者福祉作業所(多機能型)	10
10	のだ福祉支援センターありがとうの花	20
11	野田芽吹学園(日中部分)	50
12	生活介護ハナフイ	10
13	ひばり	40
14	ほのか	20
15	ワークショップくすのき	30
計		389

(令和5年3月末時点、五十音順)

自立訓練(機能訓練)

サービス名	単位	数値	(参考)第5期計画			第6期計画		
			H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
自立訓練 (機能訓練)	延人数 /月	計画値	30	30	30	21	21	21
		実績値	0	21	0	0	0	
		達成率	0%	70.0%	0%	0%	0%	%
	実人 /月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	0	0	0	
		達成率	0%	100.0%	0%	0%	0%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内自立訓練(機能訓練)事業所 無し

自立訓練（生活訓練）

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
自立訓練 (生活訓練)	延人数 /月	計画値	104	99	88	149	183	188
		実績値	136	169	212	251	300	
		達成率	130.8%	170.7%	240.9%	168.5%	163.9%	%
	実人 /月	計画値	7	6	5	6	7	7
		実績値	8	10	12	15	18	
		達成率	114.3%	166.7%	240.0%	250.0%	257.1%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内自立訓練（生活訓練）事業所

利用率 100% (利用人数 : 12 / 定員数 : 12 × 100)

	名称	定員(人)
1	指定多機能型事業所芽ばえ（多機能型）	6
2	つばさ（多機能型）	6
計		12

(令和5年3月末時点、五十音順)

就労移行支援

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
就労移行 支援	延人数 /月	計画値	469	481	506	808	935	1,025
		実績値	772	738	1,038	852	675	
		達成率	164.6%	153.4%	205.1%	105.4%	72.2%	%
	実人 /月	計画値	31	33	36	46	52	57
		実績値	42	42	57	53	39	
		達成率	135.5%	127.3%	158.3%	115.2%	75.0%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内就労移行支援事業所

利用率 120% (利用人数 : 24 / 定員数 : 20 × 100)

	名称	定員(人)
1	就労サポート・のだ	20

(令和 5 年 3 月末時点)

就労継続支援 (A 型)

			(参考) 第 5 期計画			第 6 期計画		
サービス名	単位	数値	H30 年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
就労継続 支援 A 型	延人数 /月	計画値	1,428	1,694	1,972	2,050	2,256	2,447
		実績値	1,268	1,441	1,788	1,574	1,937	
		達成率	88.8%	85.1%	90.7%	76.8%	85.9%	%
	実人 /月	計画値	82	96	112	117	128	139
		実績値	70	82	87	82	102	
		達成率	85.4%	85.4%	77.7%	70.1%	79.7%	%

(各年度実績は 3 月末時点)

市内就労継続支援 (A 型) 事業所

利用率 140.7% (利用人数 : 76 / 定員数 : 40 × 100)

	名称	定員(人)
1	ファーストステップ事業所	20
2	株式会社ホップ	20
	計	40

(令和 5 年 3 月末時点、五十音順)

就労継続支援 (B 型)

			(参考) 第 5 期計画			第 6 期計画		
サービス名	単位	数値	H30 年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
就労継続 支援 B 型	延人数 /月	計画値	1,642	1,717	1,963	2,164	2,289	2,428
		実績値	1,494	2,202	2,724	2,529	3,504	
		達成率	91.0%	128.2%	138.8%	116.9%	153.1%	%
	実人 /月	計画値	101	105	120	134	142	150
		実績値	96	128	143	178	197	
		達成率	95.0%	121.9%	119.2%	132.8%	138.7%	%

(各年度実績は 3 月末時点)

市内就労継続支援（B型）事業所

利用率 88.1% (利用人数：170 / 定員数：193 × 100)

	名称	定員(人)
1	野田市立あすなろ職業指導所（多機能型）	20
2	指定多機能型事業所芽ばえ（多機能型）	14
3	就労継続支援 Olinace 野田	20
4	就労継続支援 B型「紙ふうせん」	20
5	ガーデン愛宕	20
6	野田市心身障がい者福祉作業所（多機能型）	15
7	野田市関宿心身障がい者福祉作業所（多機能型）	10
8	つばさ（多機能型）	19
9	トライアンフ(株)野田事業所	20
10	ハナフイ	10
11	羽の郷野田	20
計		188

(令和5年3月末時点、五十音順)

就労定着支援

サービス名	単位	数値	(参考) 第5期計画			第6期計画		
			H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
就労定着支援	実人 /月	計画値	5	10	15	8	9	11
		実績値	3	4	13	24	24	
		達成率	60.0%	40.0%	86.7%	300.0%	266.7%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内就労定着支援事業所

	名称
1	アフレッシュ
2	就労サポート・のだ

(令和5年3月末時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

令和4年度においては、自立訓練（機能訓練）と就労移行支援と就労継続支援A型は、利用延人数、利用実人数ともに計画値に達しませんでした。生活介護は、利用延人数は計画値を上回りましたが、利用実人数は計画値に達しませんでした。自立訓練（生活訓練）と就労継続支援B型は、利用延人数、利用実人数ともに計画値を上回りました。就労定着支援は、利用実人数が計画値を大幅に上回りました。

既存施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用者が利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。

イ - 日中活動系サービス（療養介護）

（福祉計画の22ページ）

1 サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
療養介護	実人 /月	計画値	17	19	20	15	15	16
		実績値	12	13	14	14	14	
		達成率	70.6%	68.4%	70.0%	93.3%	93.3%	%

（各年度実績は3月末時点）

市内療養介護事業所 無し

3 実績と今後の取組について

令和4年度においては、計画値に達しませんでした。

柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に5人、その他の療養介護事業所に9人、計14人が利用しています。

柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。

イ - 日中活動系サービス（短期入所）

(福祉計画23ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

地域生活を支えるサービスとして、身体障がいのある人や知的障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

短期入所（福祉型と医療型の合計）

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
短期入所	延人数 /月	計画値	359	367	384	362	360	364
		実績値	421	303	202	273	333	
		達成率	117.3%	82.6%	52.6%	75.4%	92.5%	%
	実人 /月	計画値	58	62	66	54	53	54
		実績値	56	27	29	27	43	
		達成率	96.6%	43.5%	43.9%	50.0%	81.1%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内短期入所事業所

	名称	定員(人)
1	野田市立あおい空（法外 単独型）	3
2	グループホームおひさま（空床型）	5
3	希望の里ひらり（単独型）	12
4	くすのき苑（併設）	8
5	グループホームふわふわ野田尾崎（併設）	1
6	グループホームふわふわ野田上花輪（併設）	2
7	ソーシャルインクル ホーム野田尾崎（併設）	2
8	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪（併設）	1
9	野田芽吹学園（併設）	6
10	短期入所中根の家（空床型）	4
11	短期入所ほっと（併設）	3
12	ナーシングピア船形（併設）	8
計		55

(令和5年3月末時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

令和4年度においては、利用延人数、利用実人数とも計画値に達しませんでした。

既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重度心身障がい児者に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。

ウ - 居住系サービス（自立生活援助）

（福祉計画の24ページ）

1 サービス見込量の算出の考え方

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第5期計画			第6期計画		
			H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
自立生活 援助	実人 /月	計画値	5	10	15	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%

（各年度実績は3月末時点）

市内自立生活援助事業所 無し

3 実績と今後の取組について

令和4年度は、利用がありませんでした。

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

ウ - 居住系サービス（共同生活援助）

1 サービス見込量の算出の考え方

知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がいのある人のニーズ、施設入所や入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
共同生活 援助	実人 /月	計画値	131	140	152	168	180	193
		実績値	123	140	188	230	268	
		達成率	93.9%	100.0%	123.7%	136.9%	148.9%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内共同生活援助事業所

利用率 87.9% (利用人数 : 226 / 定員数 : 301 × 100)

	名称	定員(人)
1	飯野ホーム	3
2	いえろー	4
3	オリーブかわま	10
4	おひさま	5
5	おれんじ	4
6	かえで	4
7	かりんず	8
8	希の芽	7
9	ぐりーん	4
10	グループホームにじ	6
11	啓心荘なでしこ	5
12	啓心荘ひまわり	5
13	コーギーの家	5
14	COCORO野田日の出町	5
15	COCORO野田なみき	5
16	ささらホーム1~5サテライト	21
17	しいのき	4
18	ソーシャルインクルー野田尾崎	20
19	ソーシャルインクルー野田上花輪	10
20	そよかぜハウスB棟~F棟	22
21	ソマリの家	5

	名称	定員(人)
22	そら	4
23	トイプードルの家	4
24	ナーシングピア船形	10
25	中根の家	4
26	ぱーる	5
27	陽の芽	4
28	ふわふわ野田上花輪	20
29	星のいえ野田第1～第3	14
30	ほっと	5
31	ポプラ	5
32	芽ぐみ	4
33	もくれん	5
34	ゆりの木	7
35	リズムホーム上花輪新町	10
36	リズムホーム清水公園	7
37	リズムホーム中里	10
38	リズムホーム山崎	4
39	ロシアンブルーの家	6
40	ワイオハの家	4
41	わおんグループホームのだ	7
計		301

(令和5年3月末時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

令和4年度は、計画値を上回りました。

グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。

また、グループホームを利用しやすい環境に整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。

ウ - 居住系サービス（施設入所支援）

（福祉計画の25ページ）

1 サービス見込量の算出の考え方

知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
施設入所支援	実人/月	計画値	90	88	87	85	84	82
		実績値	89	90	88	89	82	
		達成率	98.9%	102.3%	101.1%	104.7%	97.6%	%

（各年度実績は3月末時点）

市内施設入所支援事業所

利用率 99.0% (利用人数 : 99 / 定員数 : 100 × 100)

	名称	定員(人)
1	くすのき苑	50
2	野田芽吹学園	50
	計	100

（令和4年3月時点、五十音順）

3 実績と今後の取組について

施設入所者の地域生活への移行に取り組んでいる一方で、地域での入所希望者は令和3年4月1日現在で104人となっています。

グループホーム等での生活が可能な人については、地域生活への移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。

(2) 指定相談支援

(福祉計画の26ページ)

ア 計画相談支援

1 サービス見込量の算出の考え方

就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
計画相談支援	実人/月	計画値	170	179	207	177	185	201
		実績値	108	131	180	209	220	
		達成率	63.5%	73.2%	87.0%	118.1%	118.9%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内指定特定相談支援事業所

	名称
1	敬愛
2	野田市立こだま学園
3	相談支援事業所アイナケアプランセンター
4	相談支援事業所ウィズ(休止中)
5	相談支援事業所サポート芽吹
6	相談支援事業所はーとふる
7	相談支援事業所ラシーク
8	相談支援センターあどら
9	相談支援センターいちいの木
10	相談支援センターそよかぜ
11	地域活動支援センターさくら
12	野田みどり会相談支援事業所

(令和5年3月時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

令和4年度は、計画値を上回りました。

計画相談支援の利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の「相談支援部会」及び「障がい者基幹相談支援センター」を通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

イ 地域相談支援

1 サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がいのある人や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
地域移行支援	実人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%
地域定着支援	実人/月	計画値	1	1	2	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%

(各年度実績は3月末時点)

市内指定一般相談支援事業所 無し

3 実績と今後の取組について

令和4年度は、利用がありませんでした。

県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。

(3) 地域生活支援事業

(福祉計画の28ページ)

ア 理解促進研修・啓発事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。

2 第6期計画値と進捗状況

		(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	

3 実績と今後の取組について

障害者週間に合わせて、市役所ふれあいギャラリーにおいて事業所作品の展示、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めました。

世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に併せて、ブルーリボンによる啓発事業を実施しました。

イ 自発的活動支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のための活動等を支援します。

2 第6期計画値と進捗状況

		(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
自発的活動支援事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施	実施	実施	

3 実績と今後の取組について

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のために実施する事業費に対して補助を行います。

ウ 相談支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

事業名	実施に関する考え方
障がい者相談支援事業	障がいのある人が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる体制を図ります。
障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中で中核的な機関として設置し、必要な人員を配置します。
障がい者基幹相談支援センター機能強化事業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	障がいのある人の支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
障がい者相談支援事業	箇所	計画値	2	2	2	8	8	8
		実績値	2	2	6	8	8	
障がい者基幹相談支援センター		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
障がい者基幹相談支援センター機能強化事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援機能強化事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	

3 実績と今後の取組について

障がい者支援課が地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度に設置した障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援の提供体制の機能強化を図ります。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置している専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

(福祉計画の29ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

成年後見制度を利用することが有用な障がいのある人に対し、利用の支援を図ります。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
成年後見制度利用支援事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	

3 実績と今後の取組について

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部会等により、制度の普及啓発活動を行います。

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の市長申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

(福祉計画の30ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

野田市社会福祉協議会が開設した成年後見センターの利用促進を図ります。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
成年後見制度法人 後見支援事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	

3 実績と今後の取組について

日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会が実施する成年後見支援事業について、関係機関と連携し制度の普及を図ります。

力 意思疎通支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

事業名	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業	聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。
遠隔手話通訳サービス	急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
手話通訳者設置事業	人	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	2	2	1	1		
意思疎通支援者派遣事業	件	計画値	920	968	1,018	427	427	427
		実績値	556	488	424	425		
遠隔手話通訳サービス		計画値				実施	実施	実施
		実績値				実施	実施	

3 実績と今後の取組について

手話通訳者設置事業については、今後も市役所及び関宿支所に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者派遣事業についても事業を継続するとともに、急な手話通訳の依頼に対応できるよう遠隔手話通訳サービスを実施するなど聴覚障がいのある人の意思疎通支援の充実に努めます。

キ 日常生活用具給付等事業

1 サービス見込量の算出の考え方

地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
介護・訓練支援用具	件	計画値	8	8	8	5	5	5
		実績値	6	3	6	3	13	
自立生活支援用具	件	計画値	21	21	21	24	24	24
		実績値	25	20	17	17	21	
在宅療養等支援用具	件	計画値	17	17	17	17	17	17
		実績値	19	18	21	19	17	
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	23	23	23	25	25	25
		実績値	18	25	25	29	30	
排泄等管理支援用具	件	計画値	3,209	3,347	3,489	2,996	2,996	2,996
		実績値	2,889	3,031	3,042	3,148	3,097	
住宅改修費	件	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績値	0	1	2	2	0	

- ・介護・訓練支援用具…特殊寝台等
- ・自立生活支援用具…入浴補助用具等
- ・在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器等
- ・情報・意思疎通支援用具…点字器等
- ・排泄管理支援用具…ストーマ装具等

3 実績と今後の取組について

障がいのある人のニーズに合った用具を事業の対象にできるよう情報収集に努めるとともに、障がいのある人に対して適切な情報提供に努めます。

ク 手話奉仕員養成研修事業

(福祉計画の 32 ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
手話奉仕員養成 研修	人	計画値	14	14	14	20	20	20
		実績値	9	20	中止	23	20	

3 実績と今後の取組について

野田市社会福祉協議会と連携を図りながら、手話奉仕員養成研修事業を実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。

ケ 移動支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

外出支援により、地域での自主生活及び社会参加を促します。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
事業名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
移動支援事業	延時間 /年	計画値	12,234	12,234	12,234	14,410	14,410	14,410
		実績値	15,030	16,130	15,952	18,434	19,364	
		達成率	122.9%	131.8%	130.4%	127.9%	134.4%	%
	実人/ 年	計画値	115	115	115	132	132	132
		実績値	133	128	106	108	113	
		達成率	115.7%	111.3%	92.2%	81.8%	85.6%	%

3 実績と今後の取組について

利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。

□ 地域活動支援センター機能強化事業

1 サービス見込量の算出の考え方

利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（型又は型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（型）を実施します。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画			
事業名		単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
地域活動支援センター	野田市利用分	箇所	計画値	5	5	5	5	5	5
			実績値	4	5	5	5	5	
			達成率	80.0%	100.0%	100%	100%	100%	%
	実人	箇所	計画値	180	180	180	150	150	150
			実績値	140	165	146	136	144	
			達成率	77.8%	91.7%	81.1%	90.7%	96.0%	%
	他市町村利用分	箇所	計画値	4	4	4	3	3	3
			実績値	3	3	3	3	3	
			達成率	75.0%	75.0%	75.0%	100%	100%	%
	実人	箇所	計画値	15	15	15	11	11	11
			実績値	11	11	11	10	10	
			達成率	73.3%	73.3%	73.3%	90.9%	90.9%	%

3 実績と今後の取組について

地域活動支援センターの安定した事業運営及び障がいのある人が利用できる環境の整備ができるよう支援を行います。

サ その他の事業

(福祉計画の34ページ)

サービスの種類	内容
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業 入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	生活訓練等事業 障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
	日中一時支援事業 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	巡回支援専門員整備事業 専門職が保育所等の子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対して、障がいの早期発見、早期対応のための支援を行います。
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業 障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション活動等を支援します。
	点字・声の広報等発行事業 文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活を営む上で必要度の高い情報を提供します。
	奉仕員養成研修事業 聴覚障がい者の意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員や点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

1 サービス見込量の算出の考え方

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人のニーズに合った事業を実施し、福祉の増進を図ります。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画				
事業名		単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	
訪問入浴サービス事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
生活訓練事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	中止	廃止	廃止			
日中一時支援事業	障がい者	延回 /年	計画値	4,799	4,799	4,799	5,386	5,386	5,386	
			実績値	5,772	5,037	3,901	3,788	4,405		
			達成率	120.3%	105.0%	81.3%	70.3%	81.8%	%	
		実人 /年	計画値				109	109	109	
	障がい児	延回 /年	実績値				58	75		
			達成率				53.2%	68.8%	%	
			計画値	5,002	5,002	5,002	5,023	5,023	5,023	
		実績値	5,556	4,427	4,020	3,855	3,284			
	実人 /年	達成率	111.1%	88.5%	80.4%	76.7%	65.4%		%	
		計画値					64	64	64	
		実績値					60	59		
		達成率					93.8%	92.2%	%	
巡回支援専門員整備事業		計画値					実施	実施	実施	
		実績値					実施	実施		
レクリエーション活動等支援事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	中止	中止	中止	中止		
点字・声の広報等発行事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
奉仕員養成研修事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	中止	実施	実施			
自動車運転免許取得・改造助成事業		計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	実施	実施	実施		

代替事業に変更

3 実績と今後の取組について

令和3年度において、生活訓練事業（障がい者料理教室）は、利用者の減少及び固定化と新型コロナウイルス感染症感染防止を鑑みて、安全面の確保が難しいことから廃止となりました。また、レクリエーション活動等支援事業（障がい者釣大会）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりました。奉仕員養成研修事業については、手話奉仕員養成講座は開催しました。要約筆記者養成講座は、千葉県が開催する講座の受講料の助成事業に切り替えました。新たに、手話通訳者養成講座や盲ろう者向け通訳・介護員養成研修受講料の助成事業を開始しました。

野田市社会福祉協議会等の市の契約事務手続に従い決定した事業者に委託するほか、市に指定登録を行った事業者により実施します。

巡回支援専門員整備事業については、市の作業療法士等の専門職の巡回により実施します。

（4）発達障がい者等に対する支援

（福祉計画の35ページ）

1 サービス見込量の算出の考え方

発達障がい者等の早期発見・早期支援のため、発達障がい者等及びその家族等への支援体制の確保に努めます。

2 第6期計画値と進捗状況

			第6期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	実人/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	2	
ペアレントメンターの人数	実人/年	計画値	1	1	1
		実績値	0		
ピアサポート活動への参加人数	実人/年	計画値	1	1	1
		実績値	0		

市の会計年度任用職員（心理士）2名が研修を受講

3 実績と今後の取組について

各種の研修や講習案内のほか、県内のピアサポート活動の情報提供を行います。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(福祉計画の 36 ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

サービス等の種類	実施に関する考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	千葉県が開催する精神障害者地域移行支援協議会と共同で開催します。
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療（精神科）、医療（精神科以外）、福祉、介護、当事者及び家族から各 1 人
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	過年度の実績のほか、保健、医療、福祉関係者による協議を通して利用者数を見込みます。
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	

2 第6期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	第6期計画		
			R 3年	R 4年	R 5年
保健、医療、福祉関係者による協議の場の回数	延回/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	3	
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	延回/年	計画値	各 1	各 1	各 1
		実績値	各 1	各 1	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	
精神障がい者の共同生活支援援助の利用者数	実人/月	計画値	76	81	87
		実績値	66	87	
		達成率	86.8%	107.4%	%
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	

3 実績と今後の取組について

令和2年度に設置した精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場と自立支援・障がい者差別解消地域支援協議会の連携を図り、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がいのある人の地域生活への移行の推進に努めます。

なお、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を50人とし、令和5年度までの必要な見込量は、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量に包含しています。

（6）相談支援体制の充実・強化等

（福祉計画の37ページ）

1 サービス見込量の算出の考え方

障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。

2 第6期計画値と進捗状況

			第6期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年
総合的・専門的な相談支援		計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	延回 /年	計画値	300	300	300
		実績値	571	649	
		達成率	190.3%	216.3%	%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	延回 /年	計画値	2	2	2
		実績値	7	10	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実人 /年	計画値	3	3	3
		実績値	7	10	

3 実績と今後の取組について

令和2年度に設置した相談支援の中核機関である障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援に関して指導的役割を果たすとともに、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援等重層的な相談支援体制が円滑に機能するよう検証及び評価を実施し、適切な見直しと必要な支援を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (福祉計画の38ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

障害福祉サービスの多様化に加え、多くの事業者が参入していることから、利用者が必要とする障害福祉サービスを提供するため、市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための各種研修の活用や、適正な運営を行う事業者を確保することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

2 第6期計画値と進捗状況

第6期計画					
事業名	単位	数値	R 3年	R 4年	R 5年
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実人 /年	計画値	1	1	1
		実績値	2	2	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	

3 実績と今後の取組について

市職員が各種研修に参加しやすい体制及び適正な運営を行う事業者を確保するため障害福祉サービス事業所への実地指導等を実施する職員体制の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を活用し、請求の過誤等をなくすための事例検証を行うなど情報共有を図ります。

(8) 障がい児支援（第2期野田市障がい児福祉計画）

（福祉計画の39ページ）

サービスの種類	内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。
通所支援	児童発達支援 未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス 就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

1 サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績値の推移を勘案して見込みます。

2 第6期計画値と進捗状況

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
児童発達支援	延利用日/月	計画値	1,044	1,173	1,298	1,773	1,965	2,156
		実績値	1,407	1,286	2,412	2,738	2,663	
		達成率	134.8%	109.6%	185.8%	154.4%	135.5%	%
	実人/月	計画値	93	102	113	192	216	240
		実績値	147	156	222	261	266	
		達成率	158.1%	152.9%	196.5%	135.9%	123.1%	%
医療型児童発達支援	延日/月	計画値	20	30	40	8	8	8
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%
	実人/月	計画値	2	3	4	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%
放課後等デイサービス	延利用日/月	計画値	3,079	3,569	4,035	4,371	4,788	5,189
		実績値	2,913	2,946	3,492	3,820	4,107	
		達成率	94.6%	82.5%	86.5%	87.4%	85.8%	%
	実人/月	計画値	260	299	338	338	367	395
		実績値	237	236	253	291	313	
		達成率	91.2%	78.9%	74.9%	86.1%	85.3%	%
保育所等訪問支援	延利用日/月	計画値	5	5	7	9	11	12
		実績値	4	12	19	15	34	
		達成率	80.0%	240.0%	271.4%	166.7%	309.1%	%
	実人/月	計画値	4	5	6	8	9	10
		実績値	3	8	13	10	27	
		達成率	75.0%	160.0%	216.7%	125.0%	300.0%	%
居宅訪問型児童発達支援	延利用日/月	計画値	20	30	40	8	8	8
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%
	実人/月	計画値	2	3	4	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%

			(参考)第5期計画			第6期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
障害児相談支援	実人 /月	計画値	104	123	141	142	153	164
		実績値	73	89	109	127	134	
		達成率	70.2%	72.4%	77.3%	89.3%	103.9%	%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人 /月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	
		達成率	0%	0%	0%	0%	0%	%

市内児童発達支援事業所

利用率 149.5% (利用人数 : 329 / 定員数 : 220 × 100)

	名称	定員(人)
1	野田市立あさひ育成園	20
2	あしたば	10
3	アンディイとTiara	10
4	インクルアルファ	10
5	からふるKids野田	10
6	からふるKids清水	10
7	キッズセンター・さくら野田事業所	10
8	野田市立こだま学園	30
9	こぱんはうすさくら野田教室	10
10	コペルプラス梅郷教室	10
11	SWEET HOME にこにこ	10
12	ステップ	10
13	Smile Peace	10
14	ドレミファソライズFC野田	10
15	ぱぶりかランド	10
16	放課後デイサービスウィズパートナー	10
17	放課後等デイサービスSanta	10
18	リトルプレイス梅郷教室	10
19	L'S~ルース~	10
計		220

(令和5年3月末時点、五十音順)

市内医療型児童発達支援事業所 無し

市内放課後等デイサービス事業所

利用率 232.1% (利用人数 : 441 / 定員数 : 190 × 100)

	名称	定員(人)
1	アンディとTiara	10
2	インクル	10
3	インクルアルファ	10
4	からふるKids野田	10
5	からふるKids清水	10
6	キッズセンター・さくら野田事業所	10
7	cocoro野田教室	10
8	こぱんはうすさくら野田教室	10
9	サニーホット野田	10
10	SWEET HOME にこにこ	10
11	Smile Peace	10
12	ドレミファソライズFC野田	10
13	ぱぶりかランド	10
14	ハルちゃんhappy smile	10
15	放課後デイサービスウィズパートナー	10
16	放課後等デイサービスSanta	10
17	放課後等デイサービスCherie	10
18	リトルプレイス梅郷教室	10
19	L S ~ルース~	10
計		190

(令和5年3月末時点、五十音順)

市内保育所等訪問支援事業所

	名称
1	Smile Peace
2	野田市立こだま学園

(令和5年3月末時点、五十音順)

市内居宅訪問型児童発達支援事業所 無し

市内指定障害児相談支援事業所

	名称
1	野田市立こだま学園
2	相談支援事業所アイナケアプランセンター
3	相談支援事業所サポート芽吹
4	相談支援事業所はーとふる
5	相談支援事業所ラシーク
6	相談支援センターあどら
7	相談支援センターいちいの木
8	相談支援センターそよかぜ
9	地域活動支援センターさくら
10	美来相談支援事業所
11	相談支援事業所ありがとうの花

(令和5年3月末時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

児童発達支援、放課後等デイサービスは、障がい児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。

なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県とともに支援内容の質の維持向上に努めます。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。

国の障害者基本計画（第5次）における「各分野における障害者施策の基本的な方向

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性のある施行を図る。

また、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)等の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るために、障害当事者等の意見を丁寧に伺った上で、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯等の推進

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」を踏まえつつ、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉、医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政等における配慮の充実

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う。さらに、心身の障害等により制限を付している法令の規定（いわゆる相対的欠格条項）については各制度の趣旨や技術の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、真に必要な規定か検証し、必要に応じて見直しを行う。

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6 保健・医療の推進

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行う。

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。

また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。

また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

さらに、障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

8 教育の振興

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育を含む学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進するため、障害のある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図る。さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的にかつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。また、一般就労が困難なものに対しては、福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害者基本計画（第5次）

【基本的考え方】

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努め、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11 国際社会での協力・連携の推進

障害者基本計画（第5次案） 第4次より変更なし

【基本的考え方】

条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に適切に対応するとともに、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組に積極的に参加する。また、開発協力の実施に当たっては、SDGsの達成に向けて、条約が規定するように、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保するとともに、能力の開発を容易にし、及び支援することなどに取り組む。さらに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流等を推進する。

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進